

令和 6 年第 3 回定例会審議予定表

会期日程（会期 3 日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第 1 日 本 会 議	9 月 1 0 日	火	午前 1 0 時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案上程・提案理由の説明・議案審議・討論・採決
第 2 日 本 会 議	9 月 1 1 日	水	午前 1 0 時	一般質問・議案審議・討論・採決
第 3 日 本 会 議	9 月 1 2 日	木	午前 1 0 時	議案審議・討論・採決・閉会

令和6年第3回五木村議会定例会

目 次

第1号(9月10日)	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員	4
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職氏名	4
5. 事務局職員の職氏名	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2 会期の決定	6
8. 日程第3 諸般の報告	7
9. 日程第4 要望について	13
10. 日程第5 報告第3号 令和5年度財政健全化判断比率について	13
11. 日程第6 報告第4号 令和5年度公営企業資金不足比率について	13
12. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度五木村一般会計補正予算(第2号))	13
13. 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
14. 日程第9 議案第56号 五木村国民健康保険条例の一部改正について	13
15. 日程第10 議案第57号 熊本県後期高齢者医療連合規約の一部改正について	13
16. 日程第11 議案第58号 令和6年度五木村一般会計補正予算(第3号)	13
17. 日程第12 議案第59号 令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算 (第1号)	13
18. 日程第13 議案第60号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算 (第1号)	13
19. 日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について (五木村役場庁舎空調設備改修工事)	13
20. 日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について (IP告知放送システム機器更新工事)	14
21. 日程第16 認定第1号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (一般会計)	14
22. 日程第17 認定第2号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)	14

23. 日程第18	認定第3号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (ダム対策事業特別会計)	14
24. 日程第19	認定第4号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (簡易水道事業特別会計)	14
25. 日程第20	認定第5号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (農業集落排水事業特別会計)	14
26. 日程第21	認定第6号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)	14
27. 日程第22	認定第7号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (代替地上下水道事業特別会計)	14
28. 日程第23	認定第8号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (後期高齢者医療特別会計)	14
29. 日程第24	認定第9号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (墓地公園特別会計)	14
30. 日程第25	認定第10号	令和5年度五木村歳入歳出決算認定について (情報通信事業特別会計)	14
31. 日程第27	質疑(先議議案第58号)		20
32. 日程第28	討論(先議議案第58号)		37
33. 日程第29	採決(先議議案第58号)		37
34. 日程第26	決算認定審査特別委員会の設置について		53
35. 散 会			54

第2号(9月11日)

1. 議事日程	57
2. 出席議員	57
3. 欠席議員	57
4. 説明のため出席した者の職氏名	57
5. 事務局職員の職氏名	58
6. 日程第1 一般質問	59
(1) 中村俊也	59
(2) 田山淳士	77
(3) 早田吉臣	87
7. 日程第2 質疑	96
8. 日程第3 討論	100

9. 日程第4	採決	101
10. 日程第5	議員派遣について	102
11. 日程第6	閉会中の継続審査・調査について	102
12. 閉 会		103

第3回五木村議会定例会会議録

令和6年9月10日（火）開会

（第1日）

五 木 村 議 会

令和6年第3回五木村議会定例会（第1号）

令和6年9月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 要望について
- 日程第5 報告第3号 令和5年度財政健全化判断比率について
- 日程第6 報告第4号 令和5年度公営企業資金不足比率について
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度五木村一般会計補正予算(第2号))
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 議案第56号 五木村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 熊本県後期高齢者医療連合規約の一部改正について
- 日程第11 議案第58号 令和6年度五木村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第59号 令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第13 議案第60号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について
(五木村役場庁舎空調設備改修工事)
- 日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について
(IP告知放送システム機器更新工事)
- 日程第16 認定第1号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について(一般会計)
- 日程第17 認定第2号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(国民健康保険特別会計)
- 日程第18 認定第3号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(ダム対策事業特別会計)
- 日程第19 認定第4号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(簡易水道事業特別会計)
- 日程第20 認定第5号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(農業集落排水事業特別会計)

- 日程第21 認定第6号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(介護保険特別会計)
- 日程第22 認定第7号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(代替地上下水道事業特別会計)
- 日程第23 認定第8号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(後期高齢者医療特別会計)
- 日程第24 認定第9号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(墓地公園特別会計)
- 日程第25 認定第10号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(情報通信事業特別会計)
- 日程第26 決算認定審査特別委員会の設置について
- 日程第27 質疑
- 日程第28 討論
- 日程第29 採決
- 日程第30 議員派遣について
- 日程第31 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(7名)

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 7番 西 村 久 徳 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(11名)

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 麦 田 健一郎 君

保健福祉課長	高	田	孝	浩	君
住民税務課長	北	原	仁	司	君
産業振興課長	土	肥	博	司	君
建設課長	黒	木	光	重	君
会計管理者	大	岩	留	美	君
教育長	西		龍三郎		君
教育課長	山	尾	浩	二	君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまから令和6年第3回五木村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

7番の西村議員より欠席届が提出されておりますことを御報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 田山議員、6番 藤本議員を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、中村委員長。

○3番（中村俊也君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会が去る9月3日火曜日午前10時から、また、本日午前9時20分より、議員控室において議会運営委員会を開催をしております。今回の9月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明をお受けしております。

執行部の提出案件につきましては、報告2件、承認1件、諮問1件、条例の一部改正2件、補正予算3件、工事請負契約の締結2件、決算認定10件の計21件でございます。

令和5年度歳入歳出決算認定の10件につきましては、決算認定審査特別委員会を設置をし、閉会中の継続審議を行うことに議会運営委員会では決定をしておりますので、後ほど御審議をよろしく申し上げます。

また、村長より、議案第58号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第3号）については、先議の申し出がっております。議会運営委員会では、先議とし決定をしておりますので、お取り計らいいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

一般質問につきましては、3名の方から通告書が提出をされております。第2日目の9月11日を予定をしておりますので、質問及び答弁については、簡潔明瞭にお願いをいたします。

また、お手元に配付をしております村内からの要望書案件1件、栗鶴地区の住民

8名から、村道鶴線の道路改良については、令和6年6月27日に提出、受理をされております。これについては、議会運営委員会の審議では経済常任委員会へ審査・調査を付託することを決定をしておりますので、よろしくお願いします。

以上の案件を議会運営委員会で検討をした結果、お手元に配付をした会期日程でございますが、第1日目を本日9月10日に開会をいたしまして、諸般の報告、議案の上程に伴う提案理由及び議案内容の説明、議案審議、討論、採決を予定しております。第2日目の9月11日は、一般質問、議案審議、討論、採決を予定、第3日目の9月12日は、議案審議、討論、採決、閉会という3日間の会期で当委員会では決定をしております。

以上、会期の決定については議会運営委員会で決定をしたとおりお取り計らいいただきますようお願いをし、議長に報告をいたします。よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日9月10日から9月12日までの3日間と決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（岡本精二君） 日程第3 諸般の報告を議題とします。

監査委員の報告をお願いします。5番、田山監査委員。

○5番（田山淳士君） それでは報告いたします。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 岡本精二様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 田山淳士

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

- 1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金の出納及び保管。
- 2、検査現在期日、令和6年7月末日。
- 3、検査実施日、令和6年8月23日。
- 4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照

合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金 1 億8,056万7,987円、一時借入金 は 3 億円でございます。基金35億703万5,412円、歳計外現金3,175万7,260円、現金現在高37億1,936万659円でございます。

次のページに令和6年度の収支計算書、さらに、その次には歳計内現金管理状況の資料が入っております。

その次のページに基金の保管状況があります。保管状況は最終的に合計だけ申し上げますが、35億7,003万5,412円が基金として保管してあるということでございます。

それから、次のページに令和6年7月中の基金増減の明細が付いております。御覧いただきたいと思います。

それから、最後のほうに歳入・歳出外現金保管状況があります。これも合計だけ申し上げますが、3,175万7,260円が合計でございます。

それと、最後の2ページに、6月と7月に行いました例月出納検査の結果書類が添付してございますので、御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） いつも西村議員が報告されてるんですが、今日は欠席ということで、私のほうで報告いたします。

令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告書。

令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和6年8月21日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、19番、本田りか議員、20番、田代利一議員が指名されました。

日程第2、会期の決定では、田代利一議会運営委員長の報告の後、会期を8月21日の1日間と決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和6年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第5号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第

1号)、日程第5、認定第1号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第5号について、執行部から補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

日程第5、認定第1号については、会計管理者から補足説を受け、続けて、代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、委員を8名とする令和5年度決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

新たに、追加日程第1、令和5年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、委員に牛塚孝浩議員、市町村は略します。西信八郎議員、早田和彦議員、西靖邦議員、杉野貴文議員、中村重道議員、田山淳士、私でございます。それから、皆越てる子議員の8名が選出され、議長から指名されました、

直ちに、第1回令和5年度決算特別委員会が開催され、委員長に牛塚孝浩議員、副委員長に杉野貴文議員が互選され、議長から報告されました。

日程第6、発議第1号、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会設置に関する決議では、提出者の山口和幸議員（これは地元のあさざりでございます。）から提案理由の説明を聞き、質疑、採決を行い、原案どおり可決され、名前が「新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会」が設置されました。委員に、組合議員23名（これは全員でございます。）が議長から指名されました。

直ちに、第1回新ごみ施設処理施設建設に関する調査特別委員会が開催され、委員長に山口和幸議員、副委員長に西信八郎議員が互選され、議長から報告されました。

裏のほうでございます。日程第7、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会、令和5年度決算特別委員会及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の各委員長から申出書が出され、申し出のとおり了承されました。

最後に、組合議会会議規則第43条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することが決定されました。

全ての審議を終了し、閉会しました。

以上、令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。報告は田山淳士。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 続きまして、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。

4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） おはようございます。それでは、人吉下球磨消防組合議会臨時会の会議の結果報告をいたします。

令和6年6月第2回の臨時会が開催をされております。6月24日です。午後3時に開会をしております。

場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。

出席者として、議員が8名、執行部より管理者6名、監査委員1名、職員が6名、事務局から2名、計23名が出席をしております。

会議の結果です。日程第1、会期の決定では、令和6年6月24日（1日間）と決定をしております。

日程第2、会議録署名議員の指名では、2番、平田清吉議員（人吉市）、3番、西孝恒議員（山江村）がそれぞれ指名をされております。

日程第3、議案第1号、人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。下のほうに詳しく書いてありますので、後で目を通していただきたいと思います。原案どおり可決をしました。

日程第4、議案第2号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について。歳入歳出予算の総額に、それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,068万9,000円とするものです。

その下に増減の内訳として、歳入、2ページにかけまして歳出が載せてあります。内容につきましては、詳しくこちらのほうに書いてありますので、目を通していただければと思います。こちらも原案のとおり可決をしました。

日程第5、報告第1号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計継続費繰越計算書の報告について。こちらは、下にも書いてありますが、消防指令業務共同運用に伴います上球磨消防組合への負担金についてを議会に報告するものであります。金額的なものは下に載せておりますので、後で確認をしていただければと思います。

日程第6、報告第2号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。こちらは、令和5年度で水槽付き消防ポンプ自動車整備事業、それと人吉球磨消防組合消防本部中央消防署庁舎建設基本設計業務及び庁舎建設設計地測量設計業務に係る経費について議会に報告されたものです。その下に詳しく書いてありますので、こちらも目を通していただければと思います。

3ページをお願いします。日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告です。こちらは令和6年3月1日に第14回目、そして、4月19日に第15回目の消防庁舎建設に関する特別委員会を開催をしております。その概要について報告がありました。その下から14回目、15回目と報告の内容が載せてありますので、こちらも目を通していただければと思います。よろしくお願いします。

以上が第2回の会議の結果の報告です。

続きまして、令和6年8月に開かれました第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会の報告をいたします。

日時が令和6年8月19日、午前10時に開会をしております。

場所は、こちらも人吉下球磨消防組合の会議場です。

出席者が、議員8名、執行部から管理者4名、管理者代行として2名、相良村の総務課長、山江村の総務課長が出席をしております。職員が6名、事務局から2名、計22名です。ほか報道機関のほうから2名が来ておられます。

4の会議の結果です。日程第1、会期の決定。令和6年8月19日（1日間）と決定をしております。

日程第2、会議録署名議員の指名。4番、竹田農利人議員（錦町）、5番、東純一議員（球磨村）がそれぞれ指名をされております。

日程第3、議案第1号、財産の取得について。こちらは中央署高規格救急自動車整備事業に伴い、財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。これは原案どおり可決をしております。

日程第4、議案第2号、人吉球磨消防指令事務協議会の設置について。上球磨消防組合及び人吉下球磨消防組合、両組合が災害の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達等の事務を共同して管理及び執行するため、令和6年10月1日から人吉球磨消防指令事務協議会を設置することになりました。それを議会に議決をお願いされたものです。原案どおり可決をしております。

日程第5、議案第3号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について。歳入歳出の総額を1,869万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,937万9,000円とするものです。内訳としましては、1ページに歳入、2ページに歳出が内容を書いてありますので、後で御覧をいただきたいと思います。

日程第6、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告について。令和6年6月24日に、第16回目の消防庁舎建設に関する特別委員会が開催されました。その概要についての報告です、下のほうに執行部からの説明等が載せてありますので、こちらのほうも後で目を通していただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 諸般の報告、4番、5番、ありがとうございました。

次に、行政報告をお願いします。木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。

本日、令和6年第3回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

まず初めに、8月29日から30日にかけて到来した台風10号の対応について御報告

いたします。

本村は、29日未明から暴風域に入りました。強風とともに大雨も降り、24時間雨量は300ミリを超え、平年の8月1カ月の降水量を超える大雨となりました。

本村では、28日午前11時に災害対策本部を設置し、午後1時に高齢者等避難の発令及び避難所の開設を行いました。翌29日には避難指示を発令し、最大で76世帯116名の方が避難されました。

被害につきましては、県道25号宮原五木線の崩土による通行止めや電線の断線によるケーブルテレビの障害などはありませんでしたが、幸いにも、人的被害、住家被害などの甚大な被害は発生しなかったとの報告を受けております。

日ごろから村民皆様の防災意識の向上と自主防災組織の訓練等に沿った、身を守る行動が早期に実行されたことは、今後の防災活動やタイムライン構築の参考となるものであります。

また、災害対策本部設置後、熊本県、国土交通省、自衛隊におかれては、役場庁内に連絡員の配置が完了し、議会、消防団、警察など多くの関係各所の御尽力をいただきながら、災害対策を講じられたことに、心より感謝を申し上げます。今後も気を緩めることなく、防災体制の整備や災害の備えに万全を期してまいります。

さて、7月16日、「ひかり輝く新たな五木村振興計画」基本計画の一部改訂及び令和6年度実施計画について、国・県・村による各認識を行いました。

4月21日の村民集会で表明した流水型ダムを前提とする新たな村づくりの方向性を反映させる改訂であり、この計画をもとに、国・県・村三者が一体となって、よりスピード感を持って具体的な取組を進めてまいります。

また、併せて、振興計画を村民の皆様に御説明するとともに、皆様の振興に関する御意見や地区の課題等をお伺いする場として、8月2日から各地区で行政座談会を開催しました。各地区でいただいた御意見をしっかりと受け止め、今後の村づくりに生かしてまいります。

それでは、6月19日定例会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

7月9日、東地区まちづくりグランドデザイン協議会が開催されました。昨年度からの協議を踏まえ、今年度は「移住・定住の推進」「産業振興」「生活環境の改善」の三つの柱に沿って協議を進めていくこととしております。

7月11日と8月21日、宮園周辺地域振興協議会が開催され、地域振興に向けた協議を行いました。現在、賑わいづくりの実証実験として、フォトコンテストを実施しており、宮園周辺地域の魅力の再発見につながることを期待しております。

7月17日から31日にかけて、球磨郡町村会の令和7年度主軸事業要望を行ってまい

りました。17日には木村県知事へ、25日には九州農政局及び九州地方整備局へ、30日と31日には上京し県選出国會議員及び関係省庁へそれぞれ要望活動を行ってまいりました。

8月9日、「全国過疎地域連盟熊本県支部総会」及び「全国山村振興連盟熊本県支部総会」へ出席してまいりました。

8月13、14日、北分館、平沢津地区、西地区でそれぞれ夏祭りが開催され、8月17、18日は、リバーサイド山里の会主催による宮園林間学校が開催されました。

コロナ禍を乗り越えて、こうした行事により地域に活気が戻ってくることは大変喜ばしく、行事の企画や運営で尽力された地域の方々に深く感謝申し上げます。

9月3日、「熊本県治山林道協会総会」へ出席してまいりました。県内43市町村と15森林組合、県森林組合連合会の59の会員で構成されております。令和5年度については、五木村、八代市、球磨村、芦北町の事業費の伸びが顕著でありました。

以上、行政報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第4 要望について

○議長（岡本精二君） 日程第4、要望について。議会運営委員長報告にありましてとおあり、経済常任委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、村道鶴線の道路改良等については、経済常任委員会へ審査・調査を付託することを決定いたします。

-----○-----

日程第5 報告第3号 令和5年度財政健全化判断比率について

日程第6 報告第4号 令和5年度公営企業資金不足比率について

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度五木村一般会計補正予算（第2号））

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第9 議案第56号 五木村国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第57号 熊本県後期高齢者医療連合規約の一部改正について

日程第11 議案第58号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第59号 令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第13 議案第60号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について
（五木村役場庁舎空調設備改修工事）

- 日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について
(IP告知放送システム機器更新工事)
- 日程第16 認定第1号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について(一般会計)
- 日程第17 認定第2号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(国民健康保険特別会計)
- 日程第18 認定第3号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(ダム対策事業特別会計)
- 日程第19 認定第4号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(簡易水道事業特別会計)
- 日程第20 認定第5号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(農業集落排水事業特別会計)
- 日程第21 認定第6号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(介護保険特別会計)
- 日程第22 認定第7号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(代替地上下水道事業特別会計)
- 日程第23 認定第8号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(後期高齢者医療特別会計)
- 日程第24 認定第9号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(墓地公園特別会計)
- 日程第25 認定第10号 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
(情報通信事業特別会計)

○議長(岡本精二君) 次に、議案に入ります。議案につきましては事務局長に朗読をさせます。議会事務局長。

○議会事務局長(木野徹也君) それでは、議案を朗読します。

日程第5、報告第3号、令和5年度財政健全化判断比率について、日程第6、報告第4号、令和5年度公営企業資金不足比率について、日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第9、議案第56号、五木村国民健康保険条例の一部改正について、日程第10、議案第57号、熊本県後期高齢者医療連合規約の一部改正について、日程第11、議案第58号、令和6年度五木村一般会計補正予算(第3号)、日程第12、議案第59号、令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算(第1号)、日程第13、議案第60号、令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第14、議案第61号、工事請負契約の締結について、日程第15、議案第62号、工事請負契約の締結について、日程第16、認定第1号、令和5年度五木村歳入歳出決

算認定について（一般会計）、日程第17、認定第2号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）、日程第18、認定第3号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（ダム対策事業特別会計）、日程第19、認定第4号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（簡易水道事業特別会計）、日程第20、認定第5号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（農業集落排水事業特別会計）、日程第21、認定第6号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）、日程第22、認定第7号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（代替地上下水道事業特別会計）、日程第23、認定第8号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）、日程第24、認定第9号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（墓地公園特別会計）、日程第25、認定第10号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（情報通信事業特別会計）。

以上です。

○議長（岡本精二君） 以上の議案を一括上程します。

次に、提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） 提案理由を申し上げます。提案いたしております議案について説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、報告案件2件、専決処分の承認案件1件、人事案件1件、条例等の一部改正案件2件、補正予算案件3件、工事請負契約の締結案件2件、認定案件10件の計21議案であります。

報告第3号、令和5年度財政健全化判断比率について及び報告第4号、令和5年度公営企業資金不足比率については、監査委員の意見を付して報告いたすものであります。

承認第3号は、専決処分の承認をお願いするものであります。これは、村道災害復旧工事の経費を早急に補正予算として計上し、対応する必要があったため、既決予算に歳入歳出それぞれ3,060万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を46億23万8,000円とする補正予算を専決により対応いたしましたものです。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、委員1名が令和6年9月に任期満了を迎えるに当たり、次期候補者を法務大臣に推薦する必要があるため、人権擁護委員法の規定に基づき、今議会にて次期候補者の推薦を諮問するものであります。

議案第56号、五木村国民健康保険条例の一部改正については、いわゆるマイナンバー法の関係政令が公布されたことに伴い、被保険者証が廃止されることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第57号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、被保険者証の廃止に伴う変更であり、地方自治法の規定に基づき、構成市町村の議会の同文議決をお願いするものであります。

議案第58号、五木村一般会計補予算（第3号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ1億9,983万1,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を48億6万9,000円とするものであります。

主な歳出といたしまして、林道及び村道の災害復旧工事に要する経費などを計上しております。

議案第59号、五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を77万3,000円とするものであります。

高野雑種地売払い収入分をダム対策基金に積み立てることとし増額しております。

議案第60号、五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ1,047万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を2億2,192万2,000円とするものであります。

主な歳出といたしまして、国県補助金・支払基金交付金返還金を計上しております。

議案第61号及び議案第62号の工事請負契約の締結については、いずれも契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

認定第1号から認定第10号までは、令和5年度の一般会計及び九つの特別会計の決算認定について、監査委員の決算審査意見書を付してお願いするものであります。

なお、議会運営委員長の報告にもありましたとおり、議案第58号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第3号）につきましては、林道災害の早期復旧を目指すため、先議をお願いしたく、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岡本精二君）　ここでお諮りします。会議冒頭、議会運営委員長の報告並びに村長からの提案理由にもありましたように、日程第11、議案第58号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第3号）につきましては、先議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、日程第11、議案第58号につきましては先議することに決定しました。

それでは、議案第58号の説明をお願いします。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第58号、一般会計補正予算（第3号）の御説明を申し上げます。

1 ページをお願いします。令和6年度五木村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,983万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをお願いしたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正です。補正予算額のみ申し上げます。国庫支出金、国庫負担金、国庫補助金、合わせまして4,781万2,000円、県支出金の県補助金で4,033万5,000円、財産収入で財産運用収入、財産売払収入で51万2,000円、その下の繰入金ですが、4,653万8,000円、その下の繰越金で1,035万3,000円、諸収入の雑入で58万1,000円、村債でございますが5,370万円でございます。歳入合計、補正前の額が46億23万8,000円、補正予算額が合計が1億9,983万1,000円、合わせまして48億6万9,000円でございます。

次が3ページが歳出になります。こちらも補正予算額のみ申し上げます。総務費、総務管理費、戸籍住民登録費で1,450万8,000円、民生費の社会福祉費、児童福祉費、合わせまして339万1,000円、衛生費の保健衛生費で1,202万2,000円、農林水産業費の農業費、林業費、合わせまして108万円、商工費ですが、2,428万3,000円、土木費の道路橋梁費で27万円、一番下になります。教育費の小学校費から歴史文化交流館費まで合わせまして27万7,000円です。

最後になりますが、4ページをお願いします。災害復旧の農林水産業費、公共土木災害復旧費、合わせまして1億4,400万円でございます。歳出の合計、補正前の額が46億23万8,000円、今回の補正額が1億9,983万1,000円、合わせまして48億6万9,000円でございます。

5ページが地方債補正になります。補正した部分だけ申し上げます。過疎対策事業債が730万円、補正前の額と合わせまして4億4,010万円、その下、災害復旧費ですが4,640万円、補正前と合わせて9,290万円です。一番下の計でございますけども、

補正前の額が5億850万円、補正額が5,370万円、合わせまして5億6,220万円です。

次に事項別ですが、歳出をお願いしたいと思います。12ページになります。歳出です。総務費の一般管理費で児童手当というのを29万上げております。児童手当につきましては、10月から国のほうで拡充されておりますので、その分を全款にわたってですが出てきますので、その前にちょっと御説明だけしておきます。現行制度は中学生程度に児童手当を支給するというようになっておりますが、拡充後は高校卒業程度まで支給すると。すみません、前後しますが、総務課の資料ペーパーにも若干書いております。あと、現行制度につきまして、第3子以降の加算額、これは月額1万5,000円でした。それが10月以降になりますと月額3万円となります。ちなみに第3子です。第4子についても、4子、5子、これはずっと続くと1人当たり3万円ずつが追加されるということになります。資料のほうに例を書いておりますけども、子供2人、現行で1万円掛ける2人で12カ月で2万4,000円、これは4カ月ごと、3回に分けて今までは支給されていたんですが、拡充後は、1万円掛ける2人掛ける12カ月、合計金額としては24万円ということで変わらないんですが、2カ月に一度、6回に分けて支給するというふうになっております。また例を書いております。子供3人の場合が1万円の第2子までが2人で、それから、現行ですが1万5,000円掛ける1人、第3子になりますけども、1年間を計算すると42万円、先ほど申したとおり、年3回に分けて払われておりました。これが右側の改正拡充後は1万円掛ける2人、これは変わりませんが、第3子以降は3万円となりまして、これの1年分、12カ月分になると60万円、これが6回に分けて、2カ月に1回支払われるということでございます。すみません、児童手当について若干長くなりましたが、予算書全体に出てきますので、前もって説明を行いました。

次に、予算書12ページのほうを説明してまいります。企画費、中央付近ですけれども、報償費、宮園地域賑わいづくり実証実験表彰賞品から物価高騰対応生活者支援交付金返還金まで、合わせまして企画費が1,239万7,000円でございます。諸費でございますが、説明欄に人吉高校五木分校修学旅行費補助金ということで、30万円計上しております。これは2年に1回、修学旅行行かれるんですが、バスの借上の補助金という上程金をというお願いが2年に1回まいっておりますので、30万円計上しております。

次に、13ページをお願いします。これも中央付近ですが、民生費の社会福祉総務費、老人福祉費、合わせまして55万4,000円でございます。その下、民生費の児童措置費でございますけども、これが児童手当システム改修業務委託料、また児童手当、先ほど申し上げたのは、職員を対象とした予算ですが、これは村内全域の子供さん、親御さんの児童手当の合計でございます。

次の14ページをお願いします。衛生費の保健衛生費で中央付近の予防費でございます。旅費から償還金、利子及び割引料、合わせまして1,129万9,000円でございます。

次の15ページをお願いします。一番最後の欄になりますが、商工費の商工振興費、観光費、道の駅管理費、合わせまして2,428万3,000円でございます。内容としましては、商工振興補助金400万と、一番高いもので一番下の温泉施設改修設計業務委託料1,050万ということで、これも産業振興課の説明資料のほうに詳しくは書いてございます。

16ページをお願いします。一番最初は道路関係ですけども、これも児童手当を計上しております。

次に、教育費の学校管理費でいきいき芸術体験教室業務委託料5万円、その下が文化財保護費で球磨神楽保存会負担金4万円、一番下になりますが、歴史文化交流施設になりますが、管理費で需用費が18万7,000円でございます。

最後のページになります。歳出の最後のページですが、17ページです。災害復旧費で林業施設災害復旧費で委託料、工事請負費、合わせまして8,100万でございます。先ほど来、議運の委員長、あるいは村長の提案理由にもありましたが、先議を行っていただく、いわゆる一番の目的なんです、林業施設災害復旧費の委託料で災害復旧工事測量設計業務委託料（令和6年災）ということで、1,200万でございます。これも後ほど説明といたしますが、最近、測量設計の業者さんが、ちょっと数は分からないんですが少なくなっているという話もあり、ほかの町村もいわゆる取り合いというか、なってるそうでございます。予算をお認めいただけたら、もうすぐ発注をしたいということで、先議をお願いしている一つでございます。

歳出の最後になりますが、災害復旧費の道路災害復旧費で工事請負費で村道災害復旧費（令和2年7月豪雨災害）300万、今回の令和6年災で6,000万計上しております。

次に、歳入でございますが、8ページをお願いします。国庫支出金で民生費国庫負担金、合わせまして127万8,000円でございます。先ほど来、説明しております児童手当に国が負担するというところでございます。その下が国庫支出金の一番下になりますが、災害復旧費国庫補助金で4,302万円、この補助率でございますが、令和6年災、あまり大きな大雨はなかったんですが、ちょっと激甚では難しいのかなという感じがしております。激甚指定が11月ごろですので、激甚指定するかも分かりません。一応、通常の補助率66.7%で計算しております。

次の9ページをお願いします。こちらは県支出金の県補助金で一番下の災害復旧費補助金です。林道災害復旧費補助金でございます。3,045万円、作業道災害復旧

費補助金(令和6年災)612万円です。こちら先ほど申したとおり、今年の梅雨時期は警報も出なかった記憶です。こちら林道災害の補助金ということで60%、あるいは65%で計算をしております。

次に、9ページの一番下です。財産収入の不動産売払収入、高野雑種地売払収入で46万5,000円です。

10ページです。繰入金で財政調整基金繰入金から五木村振興基金繰入金まで4,653万8,000円です。財政調整基金繰入金、一番上になりますが、主に派遣職員の人件費と林道災害に充当をしております。10ページの一番下で繰越金です。1,035万3,000円、こちらのほうも物価高騰の交付金の返還金にこの額をそのまま充当しております。

最後になります。11ページです。一番下の村債でございます。観光債が温泉施設の設計業務委託料で、これは過疎債でございますが730万円、その下、災害復旧事業債で農林水産業の過年災、補助災、合わせまして2,650万円、下の公共土木災害復旧で1,990万円を計上しているところであります。

以上をもちまして、議案第58号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。11時10分から再開をいたします。

—————○—————

休憩　午前10時57分

再開　午前11時10分

—————○—————

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第27　質疑（先議議案第58号）

○議長（岡本精二君）　日程第27　先議議案の質疑を行います。

議案第58号、一般会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。

まず、歳出12ページをお願いします。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君）　企画費の中で小さな村g7サミットの業務委託料130万とあるんですが、一応、資料説明があるんですが、こんなに増えたのはどういうことなのかということと、それと物価高騰の交付金の返還金、これが大きいんですが、これに対して返還に対しての何かいろんな後で何か出てくるのかどうかですね。今回はこれでいいですけど、今年はもうこれで削減しますよとか、そういうのがあるのかないのか伺っておきたいと思います、2点。

○議長（岡本精二君）　土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君）　おはようございます。

それでは、今御質問いただきました小さな村 g 7 サミットの業務委託についてですが、こちらにつきましては、今回、全国から五木村を合わせまして 7 市町村でつくっております小さな村 g 7 サミットを五木村で開催をさせていただきます。日程につきましては、11 月 8 日金曜日から 10 日までの 3 日間というところで開催をさせていただきます。

ダム対策課資料の 3 ページを御覧いただければと思います。こちらのほうに大まかな説明をさせていただいておりますが、委託料、今回 130 万円補正をさせていただいております。この中身につきましては、今回開催をサミットの部分で林業センター体育館を活用させていただきます。そこでサミット、あるいはワークショップ、歓迎の交流会をさせていただきますけども、そのまず会場の物品のリース代、音響、あるいは歓迎会等の机とかそういったものを一式、あるいは、また今回、歓迎交流会を開催するに当たりまして、五木村のいろんな団体の方に 1 品ずつを出していただいて、村の特色ある食事のほうを提供をしたいというところで、そういった食事の分も含んだところでの委託料を計上させていただいてるところでございます。今回、まだ出席の確定はしておりませんが、全体で 80 名ほどの参加を予定しているところでございます。

また、二つ目の御質問の物価高騰対応生活者支援交付金の返還金、こちらにつきましては、資料 4 ページのほうに説明のほうを掲載させていただいておりますけども、こちらは令和 5 年度の事業で、地方創生臨時交付金という事業の中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、あるいは新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金というようなものを使わせていただきまして、低所得者に対する支援、あるいは五木村で行いましたいつきちゃん商品券、こういったものの事業であるとか、あるいは、また LP ガスの支援、こういったものを幾つか事業をさせていただいております。その中でいつきちゃん商品券につきまして、今回、国の交付金、あるいは県の交付金、こちらを活用させていただきまして実施をさせていただきました。その中で県に対しまして、本来であれば国の交付金を引いた額 396 万 1,000 円分を県に対しまして交付申請すべきところを、全体額の 2,862 万 9,000 円を対象にしまして、その県の事業は 2 分の 1 ということで、その 2 分の 1 の 1,431 万円を申請させていただき、その分交付金をいただいたというところでございます。その差を引きますと、1,035 万 3,000 円多く交付いただいたというところで、今回、返還をさせていただくというところでございます。こちらにつきましては、先ほど御質問ありましたように、今後の交付金事業に対して何かペナルティがあるのかというところでございますが、それについては、今のところ聞いていないところでございます。ただ、今回、こうしました事案については、大変事業内容や交付要項について認識が不十

分であったというようなところで、ミスが発生しております。今後、こういった事業内容、交付要項などについても、担当者のみでなく複数人で確認をしていきたいと。また、決裁においてもその担当係のほうだけではなく、ダム対策課全体、あるいは、事業を行う事業課のほうにも確認していただくよう、決裁体制を取っていきたいというふうに思っております。今後このような事例が発生しないよう細心の注意を払って取り組んでまいりたいと思っております。返還金が発生したことに対して大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。今後、先ほど申しましたように、細心の注意を払って取り組んでまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今のところで130万の中で食事代とかそういうのが特産品を提供するためということなんですが、宿泊とかはもう全部村内で出来るのかどうかです。これだけ80名やれると、民泊とかそういったものも考えておられるのかどうかと、物価高騰のやつでペナルティはないということなんですが、今回、今年になっていつきちゃんの去年までやってた券がないのがこのペナルティになってるのかなと、住民がもしかしたら勘違いする恐れもありますので、その辺のところをどう説明するのも伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありました小さな村 g 7 サミットの宿泊関係について回答させていただきます。

宿泊関係につきましては、村内で宿泊をしていただくというところで、現在、準備のほうを進めさせていただいております。かなりの人数の方が来ていただく予定でございますので、まず、各自治体の村長さんにつきましては、今ヴィラ I T S U K I のほうを予定をさせていただいております。また、同行される女性の方については村内の民宿と、男性につきましては宮園交流館のほうで宿泊をしていただくというところで、現在、準備のほうを進めさせていただいております。

また、先ほどの地方創生臨時交付金の関係で、この返還の関係で今年度いつきちゃん商品券がないのかというところでございますけども、それにはちょっと関係はなくて、今のところまだ、今後こういった昨年のような物価高騰による臨時交付金等がまた来るようでありましたら、また検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、2番議員さんがお尋ねになりましたが、宿泊施設で村内で全て賄いたいということで、ヴィラとか交流施設、また民宿等々で、このサミットは五木村が順番的には最後ということをやちょっと伺っておりますが、北海道から高知とかいろいろ出席されておるでしょうが、やはり、どの町村も小さな村ということで、こういう宿泊施設に限られた地域かなと、私もそういうことで伺いますけども、今回の五木村の対応というのが、またよその村の人たちが来て、そういうのがあるやも分かりません。でも、五木村とイメージとして同等の今までのこういうサミットで、そういう施設で宿泊だったのか、ちょっとその辺りお伺いしたいのと、アルコールの検知器のことがあります、各課で9台、購入後7年を経過したということで、ちょっと故障が頻繁に起こるということで、ただ、これは職員の皆さん方のプライベートな部分もあるやもしれませんが、ちょっと検知器に抵触した職員とか今までののか。その辺りのどういう対応をしているのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、御質問がありました小さな村の7サミットの宿泊関係について回答をさせていただきます。

先ほど御質問がありましたように、こちらの3ページの資料を見ていただきますと、人口が五木村が一番多い、7村の中ですね。そういった状況でございます。また、かなり面積的にも狭いところもありますけども、どこの村も同じような状況というところ、宿泊にしましても、民宿、旅館等もあるところもありますけども、随行していただいた方には雑魚寝ではないですけど、そういった感じで宿泊というの聞いております。今回、一般の方は宮園交流館辺りで雑魚寝のような形になりますけども、一応、新しい寝具のほうもお借りしながら、先ほどの委託料の中に含めておりますけども、そういった感じで、出来るだけ不快がないような形で取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

私のほうからは以上です。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

アルコール検知器の件ですけども、ちょっと前段で、これは道路交通法の施行令だったと思うんですが、去年、一昨年ぐらいに変わしまして、いわゆる公用車というか、これは民間企業も一緒ですけども、出かける前にチェックしなさいと。この発端が千葉県八千代市だったですか、運送会社の人の子供の列に突っ込んだ。それからもうそういうふうになりました。今、アナログ的にファイルをつくって乗る人が名前を書いて、測って、第三者がいいですよと、また名前を書くことをやっております。それに引っかかった人はいるかという、今までは聞いたことござ

いません。また、余談ですけど、手書きですので面倒な部分もありますので、今ちょっとスマートフォンでそういうアプリがありますので、今総務課で試しているところでございます。何しろそれに引っかかった人間はちょっと聞いてません。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） 今、2番議員さんと3番議員さんのほうから小さなg7サミットについての御質問がございましたので、全体的なお話として、ちょっと私のほうから答弁させていただきたいと思います。

その後にダム課の資料4ページにございますけども、先ほど地方創生臨時交付金の返還金ということで、今、土肥課長のほうからこれまでの経緯と、あとこれからの対策とかいろいろ説明がございましたけども、それにもちょっと私のほうからも付け加えさせていただきたいと思っております。

このg7サミットにつきましては、その地図に書いてありますように、北海道の音威子府村から福島県の檜枝岐村、ここは尾瀬の上の歌舞伎をやっておるところであります。また、丹波山村は山梨県にございますけども奥多摩の上流部ということで、この縁で1回はg7サミット+1ということで、羽田がありますところの大田区のほうも参加をいただいて、羽田のイノベーションセンターで7+1の会議も行ったところでございます。その後に北山村、これはじゃばらで有名ではございますけども、その北山村、また新庄村におきましては岡山でありますけども、そこは桜のがいせん門がございまして、その中でいろいろ地域活動をやっておられます。また、昨年が大川村ということで、これは高知県でありますけども、ここは早明浦ダムが出来たところでございます、よく渇水期には昔の庁舎が出るような村でございます、このg7サミットの中では一番小さい村ということになっておる。これは昨年開催をして、私も参加をしてきております。その中で今ありましたように会の運営等については、それぞれその村の特色を生かしながら、例えば、大川村でありますと年に1回謝肉祭ということをやっておられまして、その地の元の牛がおりますけど、それを謝肉祭という形で、年に1回大きな祭りをやっております。それと合わせて今回サミットも開かせていただいております、その中で廃校舎を利用して、そこに寝泊まりをさせていただいて、そういう地区の方がまた御飯をつくっていただいたりとか、村内の観光施設の案内とかあったところでございます。

また、五木においては、今回、うちが7回目、もう最後のg7サミットのやっと回ってきたということで、途中、コロナ等で3回休憩しております、やっと五木は最後ということになってきました。この中で昨年の大川村では、これはあと1回回していくのかどうかということと、また、人口減少の村が10年前からよりも増えておりまして、特に和歌山、奈良辺りについては、まだまだ北山村よりも小さい村

が出てきたということもありまして、この7町村でずっと回すのかということと、新しい村を入れるのかどうかということも議論がございましたけども、スタートが七つの村でやったということでもありますので、また、七つの村でやりましょうということは大川村のほうでは決定をしたところであります。やり方等について、今各地域をこうやって回っておりますけども、じゃあ、2回目については中心部の東京辺りにみんな集まって、今、大田区の蒲田にアンテナショップが七つの村ございますけども、まとまったやつが。そういうのを含めて、東京で一堂に年に1回会したらどうかという御意見もありまして、それについてははっきりしたことは五木の大会辺りではっきり決めたいというふうに思っております。

この3ページのほうに日程等も書いてありますけども、8日に開会のセレモニーとかいろいろやらせていただきまして、首長会議の中で共同宣言というものを採択いただく予定になっております。その大きな柱につきましては、見ていただくように、七つの村については大変小さな村でございます。五木村が一番人口が多いわけでもありますけども、こういう俗に言う過疎の村が、本当にこれから未来にわたってどうやって元気に暮らしていくのか、またそういう営みの中でどういう産業厚生をやりながら福祉厚生をやっていくのかということとは大きな課題でありますので、五木村においては、そういうところを踏まえた中で共同宣言というものを、今事務方のほうで調整をいただいているところでございます。どうか大会等におきましては、セレモニーとか、また前夜祭等については議員の皆さん方へも御案内申し上げまして、どうか交流いただければというふうに思っているところでございます。

それと、もう1点でございます。地方創生の臨時交付金事業等について、先ほど土肥課長のほうから返還金が1,000万を超えて出たということのございました。これについては、私どもが日ごろいろいろな事業を組立、また、議会の皆様に予算の決定をいただいて執行をやっている中ではありますけども、その執行の長として私のほうが今村長という職を仰せつかっております。特に事業を遂行する中におきましては、村の一財だけでは足りませんで、当然、国・県の補助金とかいろんな交付金をいただきながら、それをしっかり活用させていただいて事業遂行をやっているところでございますけども、今回、このような交付金の返還という事案が出てまいりまして、これは私が村長に就任しまして5年になりますけども、その中でもいろいろな点で議員の皆さんから行政執行等については、しっかり対策を取りながらやれということを何回も指導をいただいているところではありましたが、また今回、こういう事案が発生したということで、私どもも少ない中で職員も大変1人3役、4役を持った中で頑張ってはおりますけども、こういう事案が発生したということは事実でございますので、私はこの執行部の執行の長として、村長としましては、

私のけじめのあり方も今考えているところでございます、そういうのを踏まえてこういう事案が二度と起こらないように、そして、私の処分も含めて今検討しておりますので、どうか今後等につきましても、議員の皆様の御理解をいただきながらしっかり行政の執行に努めていきたいというふうに思っているところでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。12ページ。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） すみません、もう1点ですけど、17節のドライブレコーダーの購入があるんですが、これは新車購入のときに一緒に出来なかったのかと、もう1点は、こういうふうに前後で付けるのかどうか。それと、もう1点は、保険と一緒にドライブレコーダーが付いてくる保険もございます。そういったものの検討はしなかったのか、3点伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、ただいま御質問がありましたドライブレコーダーの購入について説明をさせていただきます。

今回、当初予算において、五木村では令和4年3月に五木村ゼロカーボンシティ2050宣言をさせていただきました。ダム対策課資料の4ページのほうに掲載をさせていただいておりますが、今回、脱炭素を推進させていただくために、EV車、電気自動車を購入をさせていただいたところでございます。その中で、ドライブレコーダーが当初の予算の見積りの中に入らなかったというようなところで、購入に際していろいろ交渉をちょっとさせていただいたところですけども、なかなかちょっと予算残のほうも厳しくて、今回計上をさせていただいたところでございます。

また、保険等とセットになったものもあるということで、そちらについてはちょっと検討をしておりますませんでした。保険のほうについては、共済組合の通常の保険のほうだけをちょっと予定をしております、すみません、そこまでちょっと情報収集が足りなくて、大変申し訳ございません。そういうようなことで、今後、ドライブレコーダーが付いておりませんので、ここに書いてますとおり安全運転の注意喚起、事故時の対応、あおり運転や危険運転からの過失がないことの証明のためにぜひドライブレコーダーを設置させていただきたいということで、今回、計上をさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 保険と一緒に経費の削減になりますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それから、もう一度、軽のバンが確か電動のやつがあったと思うんですが、あれ

にはドライブレコーダーが付いてるのかどうか確認したいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありました、今回、先ほどのゼロカーボンシティ宣言の関係でEV車2台、保健福祉課の巡回車のほうの軽ワゴンのほうでも電気自動車のほうを購入させていただいたところです。大変申し訳ございません。こちら当初からドライブレコーダーについてはちょっと見積りのほうに入ってなかったということで、今回またその分についても後ほど出てくるかと思いますが、補正のほうをさせていただいております。大変申し訳ございません。

○議長（岡本精二君） ようございますか。ほかにございませんか。12ページ。

それでは、13ページ、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 14ページ、ここもないですか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 14ページでございますが、予防費で派遣職員のこれは給与だと思いましたが、この時期に補正が1,000万ちょっと計上をということで予定してございます。

また、歳入のほうの10ページの財政調整基金にもこの分の予算だと思いますが、やはり1,000万ほど歳入に上がっております。財政調整基金から。これはこの9月の定例会の時期にこういう補正、たぶん、恐らく金額からすれば2人分とか考えられますが、この辺をちょっと御説明いただきたいなと思います。たぶんこれはちょっと中身をまた課長に詳しくよろしく願います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

この予防費の派遣職員の人件費等の負担金1,080万6,000円でございます。これにつきましては、前回、全協の中でも御説明をさせていただいたところではございますけれども、県派遣の職員、保健師さんの人件費の負担金ということでございます。令和5年度の県派遣職員の負担金についてということで、経緯のほうは御説明をさせていただいたところでございますが、497万5,082円、令和5年度分ということで、県のほうから請求がなされていなかったものでございます。これについては、村のほうから県のほうに問い合わせをさせていただきまして、請求についてどうなっているのかということで行ったところでございます。結果、県からは県としても予算で計上をして、調定がしていなかったということで、五木村のほうにもそれに伴って請求を行っていなかったということで、こちらのほうは県の失念ということで、大変申し訳なかったということで謝罪、そのようなものがあつたところでございます。

また、文書においてもそういうところを取っておくようにということの話もございましたので、県のほうからそのような経緯的な文書等についてはいただいているところでございます。村といたしましても大きな金額ということで、この497万6,000円が請求がされていなかったということで、村の確認、予算上で負担行為ですね、このようなものも人件費、契約を結んだ当時で予算が確定しないものについては、予算で計上しておくべきではなかったかという議会の御指摘もございました。そういうものも含めまして、こちらの確認がおろそかになってしまったということで、大変このような事態になったということで、保健福祉課として申し訳なく思っているところでございます。

令和5年度の県派遣の予算につきましては、このようなとおりでございまして、令和6年度の予算につきましてが583万円ということで、両方合わせまして1,080万6,000円となっているところでございます。令和5年度の予算と令和6年度の予算を合わせましてこの額ということでございます。令和6年度の予算につきましては、例年、人件費等の予算計上につきましては、特段県から示されるものではございませんで、例年の実績により予算の計上をしているところでございます。県から通知がなくとも、例年の実績により当初予算というところに計上すべきものでございましたけれども、現在、この時期の予算の計上となっておりまして、大変こちらのほうも申し訳なく思っているところでございます。

一応、今回の人件費等の負担金計上につきましては、令和5年度、令和6年度の予算を計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今回の件は事前に説明も受けておりますが、こういう会計の仕方、こういう処置の仕方、また、令和5年度には予算を計上して不用額にまた上げて、結局、今年度にこういうふうな予算立てをしなくてはならないようになったのは、財政担当の総務課長はどういうお考えかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

結果としては結果でそういうふうになってはしまいました。財政調整基金充てたのは、人件費については国庫補助金とかそういうものがないので、財政調整基金を充てたという経緯でございます。私も経験的にこういうことは初めてでございます。これが早く分かって、6月の補正とか出来ればよかったんですが、私が聞いたのが今度の予算編成のときに初めて保健師さんの負担を県にしていなかったということ、私もちょっと初めて知ったばかりで、今後、私も注意していきたいと思

っております。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時47分

再開 午後 0 時02分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

昼食のため、ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後 0 時02分

再開 午前 1 時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14ページについて、3番議員から質問がございましたときに、総務課長より答弁がございましたが、答弁に対して修正のことがございますということで、総務課長のほうから答弁をお願いします。

○総務課長（竹村文秀君） 今、議長の御発言にもあったように、14ページの派遣職員の人件費の負担で財政的なことを中村議員からお尋ねがありました。そのときに、私も知らなかったと言ってしまったんですが、例えば、令和5年度当初予算を組むときとか決算が出てきた、あるいは、令和6年度当初予算のときに何回かチャンスはあったんですが、そのときに気づけばよかったなと思って反省しております。

○議長（岡本精二君） それでは、先に進みますがようございますか。14ページ、ございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） もう1点なんですけど、償還金、利子及び割引料ですか、この中でコロナワクチンの返還金があるんですが、コロナワクチンを使用しなかった後の返還だと思うんですが、このワクチンの処分とか処理とかそういったのはどうなっているのかです。この処理がきちんとなければ、そのまま処理することが出来ないと思うので、一般の産業廃棄物か何かで出すことは出来ないと思うので、そういったものを引いた後のこの返還金になるのかどうか。処分料も含まれてるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

こちらの返還金ということで、コロナワクチン接種準備体制事業の返還金、こちらのほうが9万3,000円でございます。こちらのほうは令和5年度においてワクチ

ン接種の準備体制事業の実績により精算、そして返還をするものでございます。この内容につきましては、接種のための諸費用や消耗品、そして送迎などに係る費用というのがこちらのほうになります。

また、この一番下のほうにコロナワクチンの国庫負担金返還金ということで、こちらはワクチン接種に係る費用ということでございます。実績によりこちらのほうも精算、返還をするものでございまして、内容につきましては、これは直接的な接種費用、そういうものに係るもので、ワクチンとかそういうものになっております。村の場合については集団接種ということで実施をしております、計画的に事前に問診とかそういうものを行っております、このワクチンの残りが無いような形で摂取を行っておりますので、現在のところ廃棄したという実績はございません。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

15ページ。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 15ページの商工費の中の観光施設修繕料というのが200万上がっておりますが、産業振興課の資料を見ますと、大滝自然森林公園の遊歩道の災害整備（ヒル対策を含む）というふうに書いてありますけども、ヒルは今五木中であちこちで発生しているというか多いわけですけど、このヒル対策というのはどういうふうな対策をされるんですか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、今回計画しております大滝自然公園ですけども、滝のところまで行く歩道でかなり今多いということで、こちらは座談会でも質疑等ありまして、対応を求められてるものでございます。こちらにつきましては、今対処法を協議を行っております。一つは、まず歩く場所、今草払いとかやっていただきますけど、それを今まで以上、もう人が触れない範囲を草払いと枝打ち等をしていただきたいというのが一つございます。こちらは実施するんですけども、これに併せまして散布材、今現状あるということで、ただ、この散布材が雨であつたりすぐ威力がなくなるとかであればあまり利用価値がございませんので、今そういった情報を集めていただいております、有効であればそれも一遍試してみたいなというふうに思っております。現状につきましては、草払い等と枝払い、それを併せて散布の検討をしてるところでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は商工費で商工振興費ということで、今回400万ですか上がっておりますが、助成金が。この商工費、助成金を拠出するというのは、私的には

問題はないと思いますが、村民の方々が普通の一般食料品とかそういう買い物にお店がない。そういう御苦労はたぶん結構あると思いますが、既存の特に一般的な食料品とか商店の助成金とか、また申請が今までであったのか。いや、これは商工会にお任せですからということで、そこに該当しないからそういう商工振興基金というのがそういう業者には行き渡らないのか、今まで。特に、やっぱり村民の普通の買い物をする方々がかなりその分野で苦難を強いられておるとと思いますが、この商工振興基金はどういうことで、また、今から村内見まわしてどういうことを、起業、創業にはかなり手厚い施策があると思いますが、今からのそういう普通の商店の助成、また何かの起爆剤とかいろいろなことを考えられるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課の資料の1ページ、こちらのほうに商工振興補助金の内容のほうも記載させていただいております。この中で三つ目のマルの内容の2段目ですけれども、対象経費としまして業務の改善、効率化に係る費用、また新たな業種を導入するために必要な費用ということでございます。こういったことで、現在の、もちろん新たに事業を行いたいという方は、先ほども言われたとおり新たな業種、事業を導入するということで対象となりますけれども、現在の方々につきましても業務の改善、効率化に係る費用であれば対象となっております。ただ、対象としましては商工会員、また加入予定者と商工会での経営支援プログラム、こちらで今回の計画で自分のとこの事業がうまく進むようになるというような改善が見られるというようなプログラムをつくっていただければ対象となるということになりますので、村内の事業所の皆さん、いろんなことを企画されて使っていただければと思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 課長も言われましたが、本当、村内には一般食品を扱うお店というのはもうかなり少ないと思います。今、課長が言われたように、こういう申請をすればそういう助成があるんだということですが、現状を見たときに、まだまだその辺がちょっと手薄ではないかなと考えておりますので、商工会を通じてでも、また産業課を通じてでも、そういう業者の方にはこういうのがあるんだとかいろいろなことを何回もというか、ちょっと難しいと思いますが、その辺をよろしく願います。でないと、村民がたぶん困ると思いますので、その辺を。

また、今、川邊議員からヒルのお話がありましたが、これは私がもうかなり年月が経つと思いますが、南阿蘇村は法的なお金を出してヒル対策をするということを新聞でだいぶ前に見た記憶がございます。そういう南阿蘇に限らず、こういうヒル被害に遭っている町村がたぶんあるのではないかなとおもいますので、そういうこ

とを今まで調べられたのか。また、今からそういうことか。また、対策は農薬というかそういう駆除薬の散布とかいろいろですが、そういう類似的な町村があれば、また先進地的なそういうことをやられたところがあれば、今一度そういうのを調査したほうがいいんじゃないかなと思いますので、その辺をちょっと。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、1点目の商工補助金の関係ですけども、こちらにつきましては、先ほども御説明させていただきましたけども、商工会員となっていていただくということが条件でございまして、商工会を通じて募集、また支援プログラム等を作成いただくということで、現在も商工会のほうに事業所に啓発活動のほうはお願いしておりまして、毎年当初予算を組むとき辺りは聞き取り等もさせていただいておりますので、今後も商工会を通してアピールしていきたいと思っております。

ヒル対策につきまして、他の自治体の状況ということで、正式には伺っておりません。ただ、観光関係の会議がある際に、大体多良木であったり水上のほうが多かったんで、そういったところの課長さん辺りに聞いたところ、現状では啓発、ヒルがいますよというような看板等での対応しかできていないということでございました。

また、そういった林業、また建設業の方々がどういう対応をしているかということも伺いましたけども、会社ではヒル防止のスプレー等を職員に配ってるというようなことも聞いておりますけど、なかなかそういったものを観光客の皆さんに配るというのも難しいということで、今回、そういった散布が可能で効果が上がるかということも踏まえまして。試してみたいなというところではございますので、今回の実績を踏まえて今後さらに検討をしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 今、3番議員の関連質問になろうかと思いますが、商工振興資金の問題で、非常に経営的に厳しく、商工会に入れないというところもあります。そのところは該当はしないというような課長辺りの説明ですが、やっぱりそういうところこそ拾い上げて、商工会員になっていただくという力を付けていただくことが必要だと思いますので、商工会員じゃないとできないようじゃなく、なるように努力することによって、助成することによって商工会員になるよというような、そういう指導をする必要があると思いますが、課長はその点はどうされますか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほどの産業振興課の資料1ページですけども、こちらの③の内容の最後の補助

の条件で、先ほども言いましたけど、商工会員と申しましたけども、そのほかに加入予定者ということにしております。ですので、まずは商工会でこういった事業をしたいといったときに、これが自分の会社の益になるいい事業計画ですということであれば、そういったふうに進めていただいて、将来的に加入しますよというような意志を持って申請していただければ可能となっておりますので、まずはどのような事業をしたいかというようなことを商工会、村と協議をいただければと思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） そうというような商工会に手続きをすとか、加入の申込みをするという余力がないわけですから、その力を付けるためにはそういう指導をして、何年か先には商工会員になるよというような目的を持って商店の指導をする必要があらうと思いますが、そういうものが、自分が計画があるからこれで商工会に入るじゃなくして、そういうのに目的を持って入られるような方向性を持たせるというのが行政の仕事ですから、課長はそのところはちょっと考え方を変えて、やっぱりそういうところこそ、今五木の商工会は見てると商というのは少ないわけです。工のほうが多い。もう工業のほう为建设業とか大工さんとかそういう人たちのほうが多いわけだから、商店が何人あるですか。ないわけですから、そういうふうな指導をして、やっぱり商工会員も増やすという努力も必要と思いますが、土肥課長、どういう考えですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは先ほどもありましたけども、将来的には商工会等に入って頑張っていただくという意識ですね、こういったものを持っていただきたいということで、商工会に今入っておられない方がおられましたら、役場でも一応話等は今も聞いておりますので、気軽に役場のほうに来ていただければと。また、座談会等も今行っておりますので、そういったところでも意見をもしあれば聞いていきたいと。また、村の補助金の申請、年度初めには紹介しておりますので、こういったものもまた分かりやすく、また頻繁に村民の方に周知していきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

16ページ、お願いします。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 16ページのこれは教育委員会にお聞きしますが、球磨神楽の助成が出てきておりますが、どこで誰が何名でこういうものを運営するのかというのが一つと、負担金の割合がここに教育委員会からの別紙の資料をいただいておりますが、五木は4万円ということで、山江、相良辺りが非常に少なく、人口割でこ

れをしたのか、どういうふうな問題で積算の根拠が出来たのかちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

球磨神楽の保存会の件でございますけども、球磨神楽につきましては球磨神楽保存会のほうで運営をやっております。会員の人数につきましては、ちょっと今のところ把握してませんので、また回答したいと思います。

それと、負担の割合でございますけども、教育委員会の資料2ページのほうに書かせていただいております。こちらのほうで、まず負担金の要求額ということで、全体で95万9,000円ございます。こちらを人吉市と球磨郡の町村で、人吉市が40%、球磨郡が60%の割合で割っております。そのうちの球磨郡の60%の分を、今度は球磨郡の町村で負担割合をしているということです。割合の内容ですけども、まずは30%を均等割りにしまして、残りの70%を実績割ということで、五木の場合が実績の参考値と書いておりますけども、過去5年の実績で五木村は5回実績がありますので、その分の割合で均等割分と実績割分、合計で4万円という形で計算をしているというところでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 今課長の説明では、実績割のほうが5回をしたという、どういうものを5回した。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

五木のほうでございますけども、五木阿蘇神社のほうで年に1回、10月に奉納をされてるところで実績が上がっております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は歴史文化交流施設のことでございますが、この資料で消耗品と修繕料が出ております。消耗品では、この害虫駆除用トラップ、何とかホイホイというそういう感じで私は見ておりますが、これは業者がつくったということは効果があるということで、どういう害虫が出るのかちょっともし分かれば。それと、高精度の温湿度計の修繕料、これも私はこういう分野が詳しくないものですから、二つあるということで、2台分の修繕料がこの金額が8万7,000円ということなのか。また、これを設置してから何年になって、この使用する頻度とかというのは、これはもうずっとたぶん設置しておくんだと思いますが、その辺もちょっと詳しくもし、説明が来ておりませんのでよろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

まず、歴史文化交流館の関係経費としまして、教育委員会の資料の3ページのほうに書かせていただいております。まず、消耗品の害虫駆除用トラップということで、害虫の内容としましては、ゴキブリとかそういったものが一番頻度が多いということで、一応、聞いております。こういった駆除のものにつきましては、一応、博物館用のトラップというものがありまして、そちらのほうで専用のものがあるということで、今回購入するものでございます。それと併せまして、害虫を駆除する殺虫剤も併せて購入したいというところで、今回補正予算を上げさせていただいたところでございます。今回上げたものにつきましては、一応、専門業者のほうで製造をされてるということで、一般的に販売されてるものよりも、若干、単価が高いということで、今回このような金額になったということになります。

それと、もう一つの高精度温湿度計の修繕料ですけども、こちらにつきましては、資料館の常設の展示場と隣の保管庫がありますけども、そちらに設置をしております。今回の修繕につきましては、この温湿度計の図にもありますように、示す棒がありますけども、そちらのほうがちよっと狂ってるということで、正確な表示がされないということで、調整を含めた修繕という形になります。これが2基分ありますので、約8万7,000円という形で計上するものでございます。設置からは7年となっております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

最後の17ページ、お願いします。ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） これで歳出については終わりますけれども、全体的な質疑がございましたなら、後でお願いします。

次に、歳入に移ります。8ページをお願いします。8ページ、ございませんか。

9ページをお願いします。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 9ページの下の方の不動産売払収入がありますが、高野の雑種地の収入ということですけど、これは面積と、それと残りの状況というか、まだどれだあるのか。村のものがもう全部売れたのか、そこら辺ちょっと詳しく知りたいんですけど、教えてもらえますか。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありました高野雑種地の売払いの件について、御説明をさせていただきます。

ダム対策課の資料の1ページ目を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、一番下のほうに三つのポツがあると思いますが、まず、こちらの雑種地に

において村有地分を今回御購入の申し出があっているため、その分の売払い予定分を計上させていただいております。面積としましては、683.58平米でございます。単価につきましては、こちらは以前から整備したときの売払い単価として1平米当たり680円で計算をさせていただいているところです。

また、関連して、こちらは一般会計のほうで売払いをさせていただいて歳入で受け入れまして、歳出のほうでダムの特別会計のほうに繰出しをそのまま46万5,000円を繰出しをさせていただきます。また後ほど説明をさせていただきますが、ダム特別会計のほうで一般会計からの繰出金を繰り入れまして、それを歳出のほうでダム特別事業基金のほうに積立をさせていただくという流れを説明をこちらの資料でさせていただいてるところでございます。

高野の雑種地のほうですが、まだ貸出しをしてる部分と、あと売払いが終わった部分がございますけども、今現在、残っているところは貸出しをしておりまして、区画については、すみません、今ちょっと資料を持っておりませんので、また後ほど御報告をさせていただければと思います。

○5番（田山淳士君）　ちなみに面積は。

○ダム対策課長（土肥整二君）　貸付の分のですか。それも含めて後ほど説明をさせていただきます。

○議長（岡本精二君）　ほかにございませんか。

10ページ、お願いします。11ページ、お願いします。

以上で歳入を終わります。

歳入歳出全款にわって質疑もれがございましたらばお願いを申し上げたいと思いますが、ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君）　今回この予算の中で歳入で約2億ぐらいで、その内訳を見ると財政調整基金とか公共とか起債とかということですが、その割合とすれば、今回、この歳入と、またその残金と申しますか2億円に満たすための五木村の一般財源がかなり入っております。これをどういう割合で、またどういうお考えでこの予算立て、補正をやられるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君）　竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君）　お答えします。

財政調整基金、一般財源が大きいということで、歳出のほうで説明しましたが、財政調整基金3,200万余りと、主に保健師の人件費とあとは林道の設計委託料、これに補助金が入ればもうちょっと違うんでしょうが、今のところ補助金が入る見込みがないと。災害補助ですね。ということで、その分について財政調整基金が食い込んでるという結果になってるところでございます。

○議長（岡本精二君） 何かほかにございせんか。全款にわたって。

5 番議員の質疑がございましたので、土肥ダム対策課長より説明をいたします。

○ダム対策課長（土肥整二君） 先ほど 5 番議員さんから御質問がありました高野雑種地の村有地部分の貸出し分の面積の件ですが、今、村で所有してる部分が 4,632 平米ございます。ただ、すみません、先ほど全部貸しておりますと言いましたけども、一部、今年の 3 月末でもう利用しないということで返された部分が、そのうちの 1,742 平米ございます。

以上、先ほどの質問についての回答とさせていただきます。

○議長（岡本精二君） 5 番議員、ようございますか。

○5 番（田山淳士君） はい、いいです。

○議長（岡本精二君） ほかにございせんでしたならば、質疑なしと認め、これで議案第 58 号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第 28 討論（先議議案第 58 号）

○議長（岡本精二君） 日程第 28 これから先議議案の討論を行います。

議案第 58 号の討論を行います。討論ございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第 58 号の討論を終わります。

以上で先議議案の討論が終了しましたので、これで討論の終結を宣告します。

-----○-----

日程第 29 採決（先議議案第 58 号）

○議長（岡本精二君） 日程第 29 これから先議議案の採決を行います。

議案第 58 号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、先議の議案については全て終了しました。

次に、報告第 3 号及び報告第 4 号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、報告第 3 号の御説明を申し上げます。

報告第 3 号、令和 5 年度財政健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告するということでございます。

まず、これにつきましては、毎年9月に議会で報告しているものでございます。この財政健全化に関する法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表して、財政の早期健全化などの必要性を判断するものです。四つの指標が決められております。

中央の表を御覧いただきたいと思います。まず、実質赤字比率でございますけども、一般会計に起こる赤字の大きさを表しております。本村においては赤字はありませんので表示してない、横線で引っ張っております。

次に、連結実質赤字比率については、これは全会計を含んだところでの赤字比率でございます。これも赤字はございませんので、表示しておりません。横線でございます。

続きまして、実質公債費比率でございますが、本村の借入金の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合を示しているところでございます。令和5年度は11.9%ということでございます。昨年度が令和4年度決算になりますが、10.1%でした。今回、令和5年度1.8%ほど上昇をしております。分析した結果につきましては、令和2年7月豪雨の災害復旧のときに借りた起債、大きくというか令和2年7月災外というのは繰越がかなり多かったです。9月の繰越分のいわゆる借金返済、工事が終わった部分について償還金が発生していると。令和5年から償還金が始まったことからポイントがちょっと悪化しているところでございます。

表の一番右端ですけど、将来負担比率ですけども、これは地方債とか将来負担すべき負債の大きさを標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。この割合もマイナスということになっておりますので表示はしておりません。横線でございます。

以上で報告第3号の報告を終わります。

次に、報告第4号です。令和5年度公営企業資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告するとして書いております。これにつきましても9月の議会で報告しているものでございます。この公営企業資金不足比率というのも財政健全化に関する法律によって表しているものでございますが、本村の公営企業は、簡易水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計、これは令和5年度までではございますけども、その二つが該当するところでございます。内容的には、表のほうを見ていただくと、料金収入の規模と比較して指標化して、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道、農業集落排水、どちらも表にあるとおり、いずれも資金不足が発生しておりませんので、表示をしてない、横線でございます。

以上で、報告第3号と4号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 諮問第1号の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） それでは、諮問第1号について御説明を申し上げます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

お手元の資料に住所、生年月日等は記載のとおりでございます。氏名、樫木晴美でございます。樫木氏につきましては、これまでも人権擁護委員として活動をしつかりいただいているところではございますけれども、任期が9月30日で満了するというところでございますので、また、法務局のほうにも届出をしないといけないということで、推薦のそれを求めるものでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本精二君） 承認第3号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、承認第3号の御説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページには、専決第3号、専決処分書。令和6年度五木村一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和6年7月12日でございます。

次に、その専決処分をした補正予算の説明を申し上げます。

専決第3号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第2号）でございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。令和6年度五木村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億23万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算補正です。補正予算額のみ申し上げます。歳入、まず、繰入金です。3,060万円。合計ですけれども、補正前の額が45億6,963万8,000円、今回の補正額が3,060万円、合わせまして46億23万8,000円です。

次に下の表です。歳出になります。これも補正予算額のみ申し上げます。災害復

旧費の農林水産施設災害復旧費、公共土木災害復旧費、合わせまして3,060万円、歳出合計が45億6,963万8,000円、補正予算額が3,060万円、合わせまして46億23万8,000円でございます。

次に、歳入のほうから行きたいと思います。事項別明細6ページでございます。歳入で、繰入金、財政調整基金繰入金で3,060万円でございます。

次に、歳出になります。7ページです。災害復旧費の林業施設災害復旧費で委託料になります。災害復旧工事測量設計業務委託料1,950万円、その下が公共土木災害復旧費ですけど、道路橋梁災害復旧費で、こちらも委託料でございます。村道災害復旧工事測量設計業務委託料1,110万円でございます。

今回、補正（第3号）と同じような感じではございますが、測量設計会社が少ない、あるいは、ほかの町村と取り合いになっているということで、早めに発注をしたいという観点から、今回、議会にも説明してあると思うんですが、7月12日に専決処分を行ったものでございます。

以上で承認第3号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 議案第56号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第56号の説明をさせていただきます。

五木村国民健康保険条例の一部改正について。

五木村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五木村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

五木村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附則、施行期日でございますが、この条例は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由でございます。こちらのほうは、初めの部分についてはちょっと要約して読み上げをさせていただきますと、マイナンバー法に関する政令が公布されたことに伴いまして、下から3行目でございます。被保険者証が廃止されることから、条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。被保険者証と申しますのは、いわゆる保険証のことでございます。

この内容について若干説明をさせていただきますので、保健福祉課資料のこちらの最後のページをお開きください。マイナ保険証の移行についての資料でございます。御覧のとおり、今年の12月2日をもって保険証の発行が終了をいたします。これは国保も社保も後期高齢者医療も全て同じでございます。12月2日以降におきましては、保険証の紛失などの場合、保険証の再発行ができなくなります。今後、保

険証の代わりとなりますのがマイナ保険証でございます。また、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認証を発行し、それが保険証の代わりとなってまいります。なお、国保と後期高齢者の保険証につきましては、経過措置といたしまして、現在発行しております保険証につきましては、来年の7月31日まで利用できることとなっております。いずれにいたしましても、来年の8月以降につきましては、医療機関を受診する場合にはマイナ保険証を御利用いただくか、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認証を御利用いただくことになっております。

以上のことから、議案にお戻りいただきますと、このように被保険者証の廃止に伴いまして、今回の条例の改正につきましては、条例中の被保険者証に係る文言の削除と文言の整理を行うものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 付け加えて、マイナンバー関係等についての五木村の状況等について、北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） 現在の五木村でのマイナンバーカードの交付率等について御説明いたします。これはまだ7月末現在ですけれども、五木村が発行した割合が78%です。ただし、よその町村で発行されて持って来られた方が五木村に来ていた場合は保有者となりますので、その保有率は大体80%になります。ですから、発行枚数と保有枚数は異なります。大体、村民の8割が現在は保有されているという計算になっております。

以上です。

○議長（岡本精二君） どうもありがとうございました。

続きまして、議案第57号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第57号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について説明をさせていただきます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則、この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

こちらの規約の一部改正につきましても、国保の条例改正と同じでございます、

後期高齢者保険におきましても被保険者証が廃止をされることに伴い、後期高齢者医療広域連合規約について、被保険者証の文言の削除と整理に伴います一部変更になってまいります。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第59号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、議案第59号の説明をさせていただきます。

議案第59号、令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第1号）。

1 ページ目をお開けください。令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入の部です。補正予算額のみ述べたいと思います。4 繰入金、1 繰入金、補正予算額が46万5,000円です。歳入合計が補正予算額46万5,000円、補正予算後の総額が77万3,000円。

続きまして、3 ページをお願いします。こちらも補正予算額のみを述べさせていただきます。歳出、1 総務費、1 総務管理費、補正予算額46万5,000円、歳出合計、補正予算額46万5,000円、補正後の最終合計が77万3,000円となります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧いただければと思います。6 ページをお願いします。歳入、4 繰入金、1 繰入金、1 繰入金、一般会計繰入金46万5,000円。こちらは先ほど一般会計のほうでも説明をさせていただきましたが、高野雑種地の購入希望の方がいらっしゃいましたので、そちらのほうを一般会計で受入れをしまして、ダム特別会計のほうに繰出しをしまして、こちらの歳入で受入れをしているところでございます。

7 ページを御覧ください。歳出、1 総務費、1 総務管理費、3 基金費、24 積立金としてダム対策事業基金へ46万5,000円を積立を予定しているところでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第60号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第60号、令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,047万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,192万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページ目をお開きください。まず、歳入でございます。こちらは款項、補正予算額を読み上げさせていただきます。保険料、介護保険料7万4,000円、国庫支出金、国庫負担金と国庫補助金、合わせまして12万5,000円、支払基金交付金、支払基金交付金2万7,000円、県支出金、県負担金と県補助金、合わせまして5万9,000円、繰入金、繰入金8万4,000円、繰越金、繰越金1,010万7,000円、歳入合計が1,047万6,000円でございます。歳入総額2億2,192万2,000円でございます。

次に、歳出でございます。総務費、総務管理費2万4,000円、保険給付費、保険サービス等諸費10万円、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費24万5,000円、諸支出金、償還金及び還付加算金1,010万7,000円、歳出合計が1,047万6,000円でございます。歳出総額2億2,192万2,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細でございます。まず、6ページのほうをお開きください。まず歳出、保険料ということで、現年分7万4,000円、国庫支出金、介護給付費負担金2万円です。国庫支出金の調整交付金1万1,000円、介護予防・総合事業以外の地域支援事業交付金9万4,000円でございます。

7ページ目です。支払基金の交付金です。介護給付費交付金2万7,000円、県支出金、介護給付費の負担金1万2,000円です。介護予防・総合事業以外の地域支援事業の交付金ということで4万7,000円です。

次、8ページ目です。一般会計からの繰入金です。介護給付費繰入金1万3,000円、事務費繰入金2万4,000円、地域支援事業交付金4万7,000円です。繰越金のほうが1,010万7,000円となっております。

次に、9ページをお開きください。こちら歳出でございます。まず、こちらのほうは説明のほうをすみません説明させていただきます。印刷製本費でございます。2万4,000円です。これは介護保険負担割証と限度額認定証との印刷代でございます。

次に、住宅介護福祉用具の購入補助金です。10万円につきましては、腰掛け便座でありますとか入浴補助の用具等の補助金ということでございます。

次に、介護給付費等適正化業務の委託ということで、こちらは介護給付費の適正化を図るため、医療情報の突合と介護報酬の縦覧点検を行うための委託料ということでございます。

10ページ目です。保険料の還付金です。これは令和5年度の還付金ということで6万7,000円、これは8名分でございます。あと償還金でございます。国県補助金・支払基金の返還金ということで、これは令和5年度分の返還金になっております。介護給付費の実績によりますところの返還金、国・県、そして支払基金への返還金でございます。令和5年度の実績が確定した後に、令和6年度においてこちらのほう返還金ということで精算することになっておりますので、一応、この1,004万円を計上をさせていただいているところでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第61号から議案第62号までの説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） まずは議案第61号から御説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

一つ目です。契約の目的、五木村役場庁舎空調設備改修工事。

契約の方法、指名競争入札に付し落札契約。

契約金額、6,953万4,080円。

契約の相手方、熊本県人吉市上薩摩瀬町1407-4、日建電設株式会社人吉支店でございます。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるため、今回提案するものでございます。

参考としましては、工期は議会の議決を得た日から来年の1月31日までとしております。

次のページには、入札の経緯（結果）表を付けておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

この工事の中身については、総務課の資料に写真付きでちょっと付けております。総務課資料3ページに付けております。まず、改修工事の概要（箇所等）でございますけども、室外機が5基、1階のいわゆるエアコンの風が出るところ40カ所、2階が33カ所、さらに制御盤（コントロール）、スイッチを入れるところでございますが、1カ所となっております。

改修工事の概要、これは設計額でございますけども、後ほど御覧いただきたいと思いますが、設計額は一番右下に8,691万8,000円で設計しております。

下のほうには4ページまでわたって写真を付けております。まず、屋外の室外機があるところは皆さん見たことはあるとは思いますが、2階の駐車場の端っこにあ

ります。室外機はちょっと大きさがよく分かりませんが、中央付近、このような形のものが5基あるということです。さらに3ページの右側の写真は、これは5基ばんばんと並んでいる。中央にアルミ製の管が見えますが、これが配管でございます。

4ページの写真は、これは制御盤、コントロールパネルですけども、総務課のところにある集中制御できる制御盤です。真ん中、1階の執務室の吹き出し口が、これは執務室の大きなところでございますけども、総務課から住民税務課にわたってあるところでございます。吹き出し口の近い写真も撮っております。2階の大会議室が左下で、その中央付近にあるのが、いわゆる空気を取り入れているところがもうスリットが壊れておるところでございます。こういうものを全部取り替える。あとは1階の応接室の吹き出し口、これは議員控室と一緒にだっと思いましたが、このようなタイプの吹き出し口もあるということでございます。

工期につきましては、先ほど申したとおり1月31日としておりますけども、冬がちょうど寒い時期になっていきます。今回、設計額には入れておりませんでした。ちょっと大きめのストーブなんかもリースするかで設計に入れ込んでいきたいと考えております。

議案第61号につきましては、以上でございます。

次に、議案第62号です。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 番目です。契約の目的、五木村 I P 告知放送システム機器更改工事。

契約の方法、指名競争入札に付し落札契約。

契約金額、1 億6,940万円。

契約の相手方、熊本県熊本市中央区九品寺1-2-11、西日本電信電話株式会社熊本支店。

提案理由も一緒でございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を議会に付するものでございます。

こちらの工期は、議会の議決を得た日から来年の3月21日までとしております。

2枚目には入札の結果表を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

工事の内容につきましては、先ほどの総務課資料の一番最後の5ページになりますが、見ていただきたいと思います。工事の概要としまして、台数でございます。各家庭、事業所等々、受話器付きタブレット端末500台で設計しております。そのほかにCATVセンターの専用機器とかサーバー、あとは必要機器等の機器の工事

を合わせて行うものです。

更改工事の概要ということで、これも設計額でございますが、一番右下に1億7,975万9,000円かかるという設計でございました。

写真を付けておりますが、左上のほうは、皆さん御存じと思いますが告知端末でございます。今はちょっと防災無線でやってますけども、前はこれからお知らせ等の音声が流れておりました。あるいはインターネットとかをされる方は、この後ろに端子が付いてまして、それからインターネットが出来るという機械でした。右側が、これも御存じと思いますが、ちょっとタイプが違うかもしれませんが、IP電話になります。この告知端末とIP電話と一緒に重なったもの、これはもう以前より振興計画にも載っておりますけども、7インチディスプレイの受話器付きの形でございます。液晶部分が横が15.5センチ、約でございますけども、縦が8.7センチということでございます。一番右側の写真、これは我が家の写真ですけども、令和3年、4年に皆さんの家庭にも設置されていると思いますけども、これと一緒につなげるということです。米印で配置は各家庭で異なると書いておりますが、こういうふうに並べているばかりじゃございません。壁に取り付けられているところもあると思います。その下に、今回の導入に当たっての皆さんへのアンケート的はどうしますかみたいなアンケートを取っております。6月に取っておりますけども、まず皆さんに発送したのが463件、回答数が378件でした。未回答が85件、この回答がなかった世帯には、この前宮園の座談会のときにもちょっと申し上げたんですが、うちのほうにまずはタブレットとは何ぞやという御質問もありましたので、そういう方についてはもう受話器付きのこういう形を設置しようかなと考えております。それから、一番右下はマルを書いてあります。希望しない世帯、90世帯ありました。いわゆるこの受話器付きタブレット要らないよと言われる方なんですけども、自分が所有しているスマホ、あるいはタブレット端末で使用するの、この受話器付きのタブレットは要りませんよということで、90世帯の方はもういわゆる自前の機械で通信を行うということでございます。

以上で、議案第61号と62号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。2時30分から再開します。

—————○—————

休憩　午後2時15分

再開　午後2時30分

—————○—————

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について一括説明を求めます。竹村総

務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、決算認定第1号から10号までの御説明を申し上げます。

認定第1号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（一般会計）。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度五木村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第2号になりますけども、ここからは認定第2号から認定第10号までは、特別会計名を除き同一文言でありますので、表題部分だけを申し上げたいと思います。

認定第2号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）、次に、認定第3号です。令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（ダム対策事業特別会計）、認定第4号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（簡易水道事業特別会計）、認定第5号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（農業集落排水事業特別会計）、認定第6号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）、認定第7号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（代替地上下水道事業特別会計）、認定第8号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）、認定第9号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（墓地公園特別会計）、最後になります。認定第10号、令和5年度五木村歳入歳出決算認定について（情報通信事業特別会計）。

以上でございます。なお、内容については会計管理者から説明を申し上げます。

○議長（岡本精二君） 続いて、認定第1号から認定第10号までの説明を求めます。大岩会計管理者。

○会計管理者（大岩留美君） それでは、五木村歳入歳出決算認定につきまして、説明資料をもとにそれぞれ主な内容について御説明させていただきます。御了承のほうよろしく願いいたします。タブレットでも内容は確認できますので、お手元に説明資料をお願いいたします。紙の資料はこちらです。

それでは、決算認定につきまして、認定第1号から認定第10号、一般会計並びに特別会計の決算につきまして一括して御説明させていただきます。

地方地自法第233条の3の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは、資料①をお願いいたします。決算書でのページも記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

認定第1号、一般会計でございます。歳入歳出の予算現額は64億603万6,000円でございます。

歳入決算額です。収入済額51億6,404万1,327円、不納欠損額は0円、収入未済額

は29万3,374円でした。収入未済額の内訳は、法人税22万円、固定資産税2万6,600円、軽自動車税5,644円、住宅使用料1万1,400円、督促手数料1,500円、土地貸付料2万8,230円です。

歳出の決算額です。支出済額が49億5,376万7,368円、翌年度繰越額13億2,458万1,000円、不用額が1億2,768万7,632円でした。歳入歳出差引残額は2億1,027万3,959円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源1,544万1,000円を差し引きますと、実質収支額は1億9,483万2,959円となりました。決算書では161ページになります。このうち地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ1億万円を繰入し、翌年度へ繰越しております。

次に、資料②をお願いいたします。歳入決算状況でございます。決算書では166ページになります。単位は千円でございます。令和5年度決算額の合計は令和4年度に対して対前年度比14億4,344万3,000円、38.8%増の51億6,404万1,000円でした。

主なものを申し上げますと、まず村税ですが、村税では長期譲渡所得で若干、固定資産税では新規設備等償却資産の増により、対前年度比1.1%増の2億3,969万1,000円でした。

次に、地方交付税ですが、令和4年度より3,177万7,000円の減となっておりますが、これは令和4年度に台風災害事業算定による特別交付税の増がございましたので、令和5年度は12億8,465万6,000円、対前年度比2.4%の減でした。

国庫支出金では、公共土木災害復旧費補助金の増がございましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減、へき地診療所設備整備及び社会保障・税番号制度システム整備完了による補助金の減などもございまして、対前年度比3.6%減の6億6,818万円でした。

県支出金は振興交付金の増、林道災害復旧事業費補助金の増によりまして、対前年度比269.2%増の17億5,843万8,000円でした。財産収入では、村有林素材生産売払収入の増、ダンプ、ミニショベルの売払収入の増によりまして、対前年度比27.3%増の1億1,523万2,000円でした。

繰入金でございますが、振興基金、公共施設整備基金及び財政調整基金の繰入が増となり、対前年度比305.1%増の3億5,804万5,000円でした。令和5年度の歳入予算執行率は80.6%でした。

続きまして、資料③をお願いいたします。歳出決算状況でございます。決算書の167ページに記載しております。これも単位は千円単位でございます。令和5年度の決算額の合計は令和4年度に対しまして、対前年度比42.1%の増、49億5,376万7,000円でした。

議会費では、タブレット導入事業の完了により、対前年度比が減でございました。総務費では、歳入決算状況でも申しましたが、振興交付金がございましたので基金を創設し積立したことによる増、情報特別会計繰出金の増、庁舎非常用発電機等改修工事費の増により、対前年度比186%増の18億7,611万3,000円で行いました。

民生費では、低所得世帯支援給付金の増、避難行動要支援台帳管理システム構築委託費の増、後期高齢者医療療養給付負担金の増が行いました。

衛生費では、栗鶴地区簡易給水施設改修工事完了による減、診療所心電図検査装置及び薬剤分包装機購入完了による減、ワクチン接種業務委託及びコロナ対策補助金の減などもございまして、対前年度比25.1%減の1億2,640万9,000円で行いました。

次に、農林水産部では、くねぶ加工施設設備品の増、繰越分村有林素材生産事業委託料の増、林道修繕工事及び作業道繰越分改良工事費の増、西谷かんがい排水整備事業完了による減などにより、対前年度比13.2%増の3億5,651万4,000円で行いました。

商工費ですが、横手公園トイレ改修及び大滝公園展望デッキ撤去工事完了による減もございましたが、商品券補助金の増、物産館改修基本設計委託及びインボイス対応レジ工事費の増によりまして、対前年度比17%増の1億5,784万7,000円で行いました。

次に、土木費につきましては、村営住宅関連工事完了による減、繰越分を含む林道改良及び維持修繕工事の増によりまして、対前年度比21.1%増の3億5,913万8,000円で行いました。

消防費は、デジタル防災行政無線戸別受信機設置工事完了により前年度より減でございました。

教育費では、夢フロンティア事業委託の減、タブレット等備品購入及び文化財保護事業完了による減、決算額は1億6,744万5,000円で行いました。

災害復旧費では、対前年度比37.5%増の10億6,295万7,000円で行いました。

公債費では、元金償還開始もございましたので、対前年度比11.9%増の3億8,729万9,000円で行いました。

令和5年度の歳出予算執行率は77.3%で行いました。

このほか一般会計の決算書には地方債の現在高の状況、176ページから191ページには主要な施策の成果、192ページからは公有財産、物品、各種基金などの財産に関する調書などを記載しております。

この後、特別会計決算の説明をさせていただきますが、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計は、令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用

し、これまでの特別会計から公営企業会計に移行しましたので、土地及び建物で管理していたものについては、移管をしております。また、移管により基金条例も廃止となりましたので、簡易水道事業特別会計基金の全額を一般会計へ繰入しております。詳細につきましては、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

一般会計の決算につきましては、以上でございます。

続きまして、特別会計でございます。資料④－１をお願いいたします。資料①には決算書上でのページを記載しておりますので、決算書を御覧になれる方はページを参考にいただければと思います。

では、認定第２号、国民健康保険特別会計です。歳入歳出の予算現額は１億４,０８３万５,０００円でございます。歳入決算額です。収入済額１億２,８０２万１,２３９円、不納欠損額０円、収入未済額はありますが、還付未済額が３,０００円ありましたのでマイナス表記としております。歳出決算額です。支出済額１億２,５３５万７,２２９円、不用額が１,５４７万７,７７１円、歳入歳出差引残額２６６万４,０１０円は、全額を翌年度へ繰越しております。

次に、認定第３号、ダム対策事業特別会計です。歳入歳出の予算現額は３０万８,０００円でございます。歳入決算額です。収入済額３０万６,８４８円、不納欠損額０円、収入未済額は０円でございます。歳出決算額です。支出済額３０万４,３５６円、不用額が３,６４４円ございました。歳入歳出差引残額２,４９２円は全額を翌年度へ繰越しております。

次に、認定第４号、簡易水道事業特別会計です。歳入歳出の予算現額は１億２,５６７万９,０００円でございます。歳入決算額です。収入済額１億２,４８４万２,２５７円、不納欠損額は０円、収入未済額４万４,３６９円でございます。歳出決算額です。支出済額１億２,２３４万２,４１４円、不用額は３３３万６,５８３円、歳入歳出差引残額は２４９万９,８４０円でございます。簡易水道事業につきましては、令和６年４月１日から地方公営企業法の一部を適用し、これまでの特別会計から公営企業会計に移行しましたので、令和５年度決算は３月打ち切り決算となり、歳入歳出差引残額は、全額簡易水道事業公営企業会計へ引継ぎしております。

なお、参考までに、ほかの会計を同じく５月までの収入済額を含んだ場合、５月末時点の収入済額及び収入未済額が、下のほうに書いてありますが、記載のとおりでございます。

また、一般会計決算説明でも申しましたが、公営企業会計移行により基金条例も廃止となりましたので、簡易水道事業特別会計基金の全額を一般会計へ繰出しております。

資料④－２をお願いいたします。認定第５号、農業集落排水事業特別会計です。

歳入歳出の予算現額は3,875万4,000円でした。歳入決算額です。収入済額3,827万8,911円、不納欠損額は0円、収入未済額は1万6,000円でした。歳入決算額です。支出済額3,727万4,210円、不用額は147万9,790円、歳入歳出差引残額は100万4,701円でした。農業集落排水事業につきましても、令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、これまでの特別会計から公営企業会計に移行しましたので、令和5年度決算は3月打ち切り決算となり、歳入歳出差引残額は全額、農業集落排水事業公営企業会計へ引継ぎしております。

なお、参考までに、ほかの会計と同じく5月までの収入済額を含んだ場合、下のほうに書いておりますが、5月末時点の収入済額及び収入未済額は記載のとおりでございます。

次に、認定第6号、介護保険特別会計です。歳入歳出の予算現額は2億2,055万2,000円でした。歳入決算額です。収入済額2億2,599万657円、不納欠損額は0円、収入未済額はありますが、還付未済額が6万6,440円ありしたので、マイナス表記としております。歳出決算額です。支出済額2億913万9,706円、不用額は1,141万2,294円でした。歳入歳出差引残額は1,685万951円、全額を翌年度へ繰越しております。

次に、認定第7号、代替地上下水道事業特別会計です。歳入歳出の予算現額は1,852万7,000円でした。歳入決算額です。収入済額1,861万9,687円、不納欠損額は0円、収入未済額は1万6,085円でした。歳出決算額です。支出済額1,718万7,820円、不用額は133万9,180円でした。歳入歳出差引残額は143万1,867円、このうち地方自治法第233条の2の規定によりまして140万円を代替地上下水道特別会計基金に繰入し、翌年度へ繰越しております。

資料3をお願いします。認定第8号、後期高齢者医療特別会計です。歳入歳出の予算現額は2,985万5,000円でした。歳入決算額です。収入済額2,948万8,973円、不納欠損額0円、収入未済額はありますが、還付未済額が2万800円ございましたので、マイナス表記としております。歳出決算額です。支出済額2,930万3,581円、不用額が55万1,419円でした。歳入歳出差引残額18万5,392円は、全額を翌年度へ繰越しております。

次に、認定第9号、墓地公園特別会計です。歳入歳出の予算現額は200万8,000円でした。歳入決算額です。収入済額219万494円、不納欠損額0円、収入未済額は0円でした。歳出決算額です。支出済額197万9,105円、不用額が2万8,895円でした。歳入歳出差引残額21万1,389円は、全額を翌年度へ繰越しております。

最後に、認定第10号、情報通信事業特別会計です。歳入歳出の予算現額は2億

7,204万4,000円でした。歳入決算額です。収入済額2億7,139万4,759円、不納欠損額0円、収入未済額は7,400円でした。歳出決算額です。支出済額2億7,130万9,339円、不用額が73万4,661円でした。歳入歳出差引残額8万5,420円は、全額を翌年度へ繰越しております。

大変簡単ではございますが、特別会計の決算について説明をさせていただきました。

以上で令和5年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） ここで、監査委員より決算審査意見書の報告をお願いします。

5番、田山監査委員。

○5番（田山淳士君） それでは、5番、田山です。決算審査の意見書のまとめの部分を報告に代えたいと思います。

まとめ、令和5年度一般会計及び特別会計については、決算審査の結果、適正であると認めた。

一般会計において「ひかり輝く新たな五木村振興計画」の実施に伴い、熊本県から五木村振興交付金、振興基金として10億円の支出金や事業への支出が増加したため、決算総額は歳入51億6,404万1,000円、歳出49億5,376万7,000円で2億1,027万4,000円の余剰金が出ており、翌年度繰越明許額の1,144万1,000円の差を差し引いた実質収支は1億9,483万3,000円となった。前年度の実質収支から令和5年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,192万7,000円であります。積立償還金取崩額をカジョした実質単年度収支は1億1,256万8,000円で、4年ぶりのマイナス決算となった。

また、前年度と比較して歳入は38.8%増加したが、歳出は42.1%増加しており、基金からの繰入で不足額を補ったため、財政収支のバランスは悪化した。自主財源比率は17.8%、依存財源比率82.2%であり、依然として依存型財源となっている。財源計画を見据えていながら予算化を行い、より一層効果的な歳出が望まれるところである。自主財源の一つである村税では、村民税の滞納は法人で現年分、滞納分共に1件ずつ。一般会計のうち村民税は完納、固定資産税、軽自動車税、住宅使用料は滞納となった。

また、特別会計のうち保健、介護、後期高齢者、墓地の4会計が4年連続で完納。企業会計に移行した簡易水道、農業集落排水事業及び代替地上下水道事業、情報通信事業の使用料が滞納となり、残念な結果となった。担当課には税負担の公平性の観点から完納を目指し、情報の共有化を図り、なお一層の健闘をお願いしたい。

特別会計の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険については、高齢化が

進む中で、住民の健康に対する意識改革を図り、地域社会に密着した介護予防事業を推進し、さらなる住民の健康増進に取り組んでいただきたい。特に、国民健康保険については、引き続き県と連携を図りながら円滑な事務を進めていただきたい。

企業会計の簡易水道事業及び農業集落排水事業については、施設の老朽化に伴う修繕、改修工事があり、一般会計から4億4,090万5,000円の繰入金で運営されている。今後も施設の老朽化により補修があると想定される。修繕に備えてもらいたい。

予算執行率は前年より3.0%低い77.3%であった。これは世界的な要因による資材不足、資材高騰、地域の要因による入札不調などがあり、また、令和2年7月集中豪雨及び令和4年9月の台風14号による災害復旧の査定や国との協議に時間を要するなど予期できない原因のため、工事請負費等の繰越明許費が増加しているためと思われるが、執行不用額が毎年多く発生しているので、予算編成には慎重に取り組んでいただきたい。

最後に、村民が安全で安心して住める「ひかり輝く新たな五木村」の実現に向けて振興基金の事業計画の着実な遂行がなされることを期待して結びとする。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ただいま令和5年度の五木村歳入歳出決算認定について、執行部、それから監査委員からの御報告がございました。

—————○—————

日程第26 決算認定審査特別委員会の設置について

○議長（岡本精二君） 続きまして、日程第26 決算認定審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長の報告にもありましたとおり、令和5年度歳入歳出決算認定の10件については、議員全員による決算認定審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審議としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、決算認定につきましては全議員による決算認定審査特別委員会を設置し、閉会中に審査を行うことを決定しました。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開をいたします。

—————○—————

休憩 午後3時05分

再開 午後3時14分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定審査特別委員会の正副委員長の選考を行った結果、委員長に2番、早田

吉臣議員、副委員長に４番、川邊正美議員が選出されました。つきましては、２番、早田吉臣議員を委員長に、４番、川邊正美議員を副委員長に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、委員長に２番、早田吉臣議員、副委員長に４番、川邊正美議員がそれぞれ決定をしました。

お諮りします。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

—————○—————

散会 午後３時17分

第3回五木村議会定例会会議録

令和6年9月11日（水）開会

（第2日）

五 木 村 議 会

令和6年第3回五木村議会定例会（第2号）

令和6年9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 7番 西 村 久 徳 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政 策 調 整 監 麦 田 健 一 郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建 設 課 長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君
教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（岡本精二君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） おはようございます。議長の許可が出ましたので、一般質問を始めたいと思います。

また、通告をしております。今回3点ほどですが、よろしくお願いします。

まず、1点目ということで、「ひかり輝く新たな五木村振興計画」関係の質問ということでございますが、現在まで本村では数々の振興計画を実施をしまっておりまして、本日は、全世帯へ配布をされた「ひかり輝く振興計画」の中から、これに伴う過去の反省や新しい施策の考え方について質問をしたいと思います。

また、この計画の中で約100ページほどいろいろな施策がありますが、その中でも、まず1番目の「ひかり輝く五木村振興計画」、1番の誰もが安心をして暮らせる村づくりの実現、少子高齢化、人口減少への質問ということで、その取組、また、今年4月21日には、村長が表明をされました「新たな村づくりの方向性」で、国、県、村と三者で確認式をされ、それぞれ五木村への振興策を推進すると合意をされておりますが、また、この冊子の中の101ページのところでございますが、人口の推移、また比較という表があります。これを見ますと、五木村本村にとって少子高齢化、人口減少というのは重大な問題でございます。

また、以前にもこの質問を私はしておりますが、その後、どうやって、またどういう策を講じられようかとされているのか質問をしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。3番議員の御質問にお答えをいたします。

今、全体的に、今回、7月改訂もいたしましたけども、「ひかり輝く新たな五木村振興計画」の関連質問ということで、まず安心安全な村づくり、また少子高齢化、人口減少への対策の取組と考え方という御質問でございます。この全体的な計画につきましては、議会の皆様とも十分協議をしながら、また御指導をいただきながら作成をしてきたところでございます。特に五木村の大きな課題としましては人口減少、また少子高齢化というのはございますので、それについての取組を急がなけれ

ばいけないということでございますので、昨年の５月に、まずは国、県、村で村の危機的な状況に対する共有認識のもとに「新たな五木村振興計画」というのを方向性の確認をしたところでございます。

また、御案内のように流水型ダム等の環境影響評価と、また、あと五木村の振興の総合的な考えのもとに、先ほど議員から御紹介をいただきましたように、４月21日には村民集会というのを開催をさせていただきまして、流水型ダムを前提とした村づくりのスタートラインに立つということを村民の皆様の前でお知らせをしたところでございます。そういう中で、令和６年度につきましては、昨年つくりましたこの「新たな振興計画」の一部改訂ということで、大きな４本の柱等については、そう基本は変わりませんが、流水型ダムを前提としたということになってきますので、それについての文言の修正、また追加等をですね、また、それに関連するこの具体的なものを今回の令和６年度の実施計画、また、昨年度計画しました基本計画の一部改訂ということで今取り組んできたところであります。その中で、今議員御指摘のどういうものを具体的、また考え方を持っているのかということでございますけども、少子高齢化等の具体的なものにつきましては、その環境の支援、また保護者の方のいろんな経済的支援も含めてやろうということで、昨年の９月に子どもの夢と未来を育む「子守唄の里五木村子ども・子育て応援宣言」を表明させていただきました。それについては、議員の皆さんからもいろんな御意見、御提案をいただきまして、今年の４月１日からそれを運用に入ってきたところでございます。そういうものを出産から高校生までのその期間にしっかり経済的な支援とさまざまな精神面においても各ライフステージにおいて、しっかり教育、また子育てが出来るようにということを今取り組んでおりまして、そういうものを切れ目なく総合的に支援をしていきたいと、今後も続けていきたいというふうに思っているところであります。

それと、またもう一方では、教育関係でございますけども、今、五木村には保育園、また小学校、中学校、人吉高校の五木分校というのがございます。また、林業大学校の今長期コース、１年間のコースですけども、それも設定してあります。そういう教育環境もしっかり充実していこうということで、今、教育委員会のほうのいろんな取組の中では小中連携の教育をやろうということで、義務教育学校を目指して今スタートを切られているところであります。そういうものを全体的に含めまして、そういう子供の支援、また教育の支援、あと保護者の経済的な負担をどうやって解消していくかということをつなげまして、全体的に五木村にしっかり若い人たちが住んでいただいて、これからの将来をしっかり設計出来るような村にしていきたいということで、今取り組んでいるところでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） ただいま村長から御答弁をいただきましたが、いろいろ計画的に遂行されているということでございますが、昨年の12月定例会で村長が所信表明を述べておられます。その中でも村長自身が、また私と同じ考えだと思いますが、人口減少、少子高齢化が進む村ということで、振興策は待ったなしということで村長が述べておられます。また、村内の安心安全の確保、また生活、インフラの拡充など、また、先ほど述べられた五木村の子育て宣言ということも言われております。いろいろな施策があつて、今回、4月24日に発表された県内の消滅自治体の枠から五木村が対象から外れておりますが、そういう施策が若干上向き、また実になろうとしたのか、そういう消滅自治体からクリア出来たのかというのをどういう捉え方で村長はお考えなられてるかちょっとお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今御案内の消滅自治体からの、五木村はそれにずっと入ってきたわけでありまして、今回のその統計の結果においてはその他の自治体ということで、五木村についてはそういう評価をいただいたところであります。それについてどういう取組と村長としての考えはどうかという御質問かと思っております。これについては、先ほどの新たな振興計画の基本的な理念につきましても、基本的には若者が集まる「ひかり輝く五木村」ということで書いておりまして、その中でちょうど令和6年度から、大きな五木村の振興の基本構想の中の後期基本計画に入っております。その中で、当然、その基本計画を策定するときにも後期計画でありますけれども、議会の皆さんとも協議をさせていただいて、これは社人研辺りが出します人口統計においては、5年前の予測からしますとかなり曲線も緩やかになってきたということで、今回、基本計画については若干の人口の数値なものもちょっと右肩上がりに修正をさせていただいたと思っております。そういういろいろな取組の中、これは村行政だけではございまして、各村内の企業の皆さんとかいろんな努力があつての今若い人が増えて、特に若い女性の方が増えたということでも評価があろうかというふうに思っております。今、実質、村内を見渡してみましても、今、いろんな村外の方が女性、男性含めて、いろんな企業の方も五木村に来ていただいて、ちゃんと事業所も五木で構えて、いろんな今振興、それぞれの企業努力間によってやっていただいております。そういう全体的な五木村のこれまでの皆さんの努力と、私ども行政は行政としてしっかりやる場所もありますけれども、そういう全体評価として、今回のその他の団体ということに入ったかなというふうに思っておりまして、これは、もう一つ付け加えてありますのは、このまま放っておいたらまた元の消滅

自治体に変わりますよという追加がございますので、私どもはこれにあぐらをかくじゃありませんけども、これを起爆剤としてまだまだ前にしっかり進んでいきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 実際、そういうことというか今までやってきたことが、若干、上向きな、横ばいというか、若干、傾斜が緩やかになったということで、また、いろいろな主要施策が継続してやられないと、また、村長も言われたように元に帰ってしまうということで、なかなか、これはもう最大の懸案事項でございます。この少子高齢化、人口減少問題、これは、今、村長のお考え、2期目就任でちょうど約1年になるんですけども、これはやっぱり間違いなかったなということを村長自らまた襟を正していただいて、この諸問題に対応していただきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

2番目ですが、村民の安心安全ということで、まず、生活拠点の集約化を検討するというのもこの冊子のほうに載っております。グループホームとか介護施設や住宅の整備ということも、進捗と質問には書いておりますが、進捗というよりも今までこのことに対しての施策、村では過去に調査をしておりますが、アンケート等を見ると村民の要望の中には、特に女性の方々から介護施設等を望む声が多かったと感じております。五木村には小規模多機能の五木の友とか福祉センターも該当しますが、それ以外にそういうこともまた新たなということでございますが、もしその要望を真摯に受け止めれば、こういう施設の設置、また実現が可能であるかどうか。これは私が前保健福祉課長、前々ですか、同じような質問もしております。かなり多岐にわたって御答弁を当時の課長からいただいておりますが、ちょっと答弁が長かったものですから、出来れば私にも、また村民に分かりやすいように、今現在の位置、これからの考え方をちょっと保健福祉課長にお聞きしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

ただいま議員の質問ございましたけれども、こちらの生活拠点の集約化についてでございますけれども、これにつきましては、令和5年度において住みよい村づくり推進協議会を開催いたしまして、グループホーム等の介護施設や高齢者住宅について、現在、協議を進めてまいったところでございます。

また、65歳以上の村民の皆様を対象に、整備してもらいたい高齢者向け住宅と入居の意向についてアンケート調査を実施したところでございます。この調査結果につきましては、議員の皆様にご意見、御協議をいただき、今後の高齢者向けの住まいに係る基本的な方向性を定めたところでございます。方向性につきましてという

ことで4点でございますが、まず、村民が安心して住み続けられるよう、介護施設の整備の検討を進める。そして、施設の種類につきましては、村の状況と将来を見据え、関係者と協議しながら選定をします。整備に当たっては、可能な限り既存の施設を活用を検討することと、高齢者向けの住宅は、当面、生活支援ハウスを最大限活用することとし、高齢者やその家族の意向も反映させながら検討するというものになっているところでございます。このような方向性をもとにしまして、令和6年度以降、具体的な介護施設の種類や事業の方針を検討をしていくことといたしております。

また、どこに整備をするのかという問題も出てまいります。この土地の選定につきましても、既存の施設を活用していくのか、新たな平場を活用していくのか、事業方針にも大きく関係してまいりますので、土地の活用につきましてもグランドデザイン協議会等の提案内容も踏まえながら検討をしていきたいと思っております。

また、すみません、最後に介護施設につきましても、この住みよい村づくり検討協議会の中で、基本的な方針に基づいて検討を進めてまいる予定でございまして、具体的に申し上げますと、介護施設の種類に関しますこと、グループホームがよいのか特別養護老人ホームがよいのかということで、介護対象者の将来的な必要性も考慮しながら検討していく予定でございます。土地の選定、そして介護職員の担い手が少ない中、誰が運営をするのか、整備後の介護保険料に与える影響なども総合的に勘案しながら検討していくことといたしております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、課長から御説明がございましたが、ロードマップに従えば、今年度が土地の選定の協議、また事業への方針ということで、今方針を述べられたと思います。この目標が令和9年ということでございますが、いろいろまだこれからの議論、十分にやっていただいて、なるべくと申しますか絶対、村民の要望がございましたように、これを実現して村民の生活の、また将来の安定という、介護する人、また家の中で介護をする人、たくさんいらっしゃると思います。また、中には介護施設が空いてないばかりに待機されているお年寄りの皆さんもいるやも分かりません。そういう人たちの御苦勞ということを早く少しでも解消していただくようによろしくをお願いをしたいなと思っておりますが、村では、以前、集落の再編とか、村内、五木村は各集落が点在をしております。集落再編という協議会もあったようでございますが、その後、そういう再編とかいろいろ、私もちょっと耳にしたりペーパーで見たりしましたが、それ以降は、今どういうところにこの集落再編のことが位置として、これは実現不可能だ、いやまだ望みがあるということが、どこ付近

で今執行部の皆さんは考えておられるのか、ちょっと村長か課長でもよろしいですけどもよろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、介護施設とかいろんなグループホーム、また、言えば高齢者の福祉の問題ということで、今御質問をいただいて、今課長のほうでその流れ等については説明を行ったところであります。行政としましては住民の福祉の向上というのは一番大事な話でありまして、これについては児童福祉から高齢者福祉、また社会福祉といろんな分野がありますけども、それを各課において今取り組んでいるところでございます。その中で、高齢者福祉等につきましては今ありましたように、介護施設もいろいろ住みよい村づくりの協議会の中でもどういうものがあるかということについて今検討しておりまして、これについても議員がおっしゃるようにスピード感を持って、早めにそういう場所も決めたり、どういう施設をやろうかというものについても検討を今進めているところでありますので、早くやっていきたいというふうに思っております。

それと、もう1点でありましたように、集落再編というのが、一時期、私が就任しましてからもそういう一般質問等もございましたけども、それについては、今回の「新たな五木村振興計画」の中では、二拠点の居住をまずやったらどうかということで頭出しはしているところであります。この事例としましては、五木村のちょっと山間部の地域から、冬場はこちら社協福祉館の上のほうの2階の住宅にいられて、また春、気候がよくなったら帰られてということが例もございましたので、まずはそういうところを進めてやればというふうに今考えております。実際、これもアンケートを取ったときには、集落再編で、例えば頭地辺りに集まるという状態のときには、もうよそにも住宅を持っておられる方がおりまして、そちらのほうに行きますという話もございまして、まだまだそちらのほうには踏み込んでおりませんので、まず二拠点の今提案しておりますようなことをやりながら、住民のニーズに応じていきたいというふうには今思っているところでございます。いずれにしても高齢者福祉等には非常に重要な課題として考えておりまして、今度の15日の敬老式典の中でも御挨拶の中で一言、お集りの高齢者の皆様には呼びかけたいというものが1点ございまして、これは燃油高騰とか電気代と非常に上がってきておりまして、これが年金暮らしの皆さんの生活を圧迫しているという現状も、今役場のほうにも届いてきております。そういうのも、昨年度は子育て関係は応援宣言やりましたけども、今回はそういうものも踏まえて高齢者の経済的な支援がどうか出来ないかということで、そういうものを踏まえて高齢者の総合的な支援というものをつくっ

ていきたいということで、これについても議会の皆さんといろいろ情報共有やりながら、出来れば令和7年度の当初から運用できるようなことで考えていきたいと思っておりますので、その辺の御指導もいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） もう御承知のように、村内は高齢率がかなり高いということで、県内でもたぶん唯一1位ぐらいかなということは思っておりますが、今のグループホームなり介護施設等なり、これは動かさないと村民も安心しきれない、やっぱり不安のほう若干多くなる。やはり希望が持てるようなそういう施策、政策を実行をしていただくように、立ち止まらずに進めるようによろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、2番でございますが、持続可能な村内交通体系の構築ということでございますが、前々から言われておりますが、路線バスが令和7年度に廃止ということで前から伺ってはおりますが、この路線バスを廃止を前提とした村民の交通の手段と確保、持続可能な交通体系を構築するとございますが、また村民のニーズ、御意見等をアンケートとかの実施をするということでございますが、どのような手段で実施をし、またそれが若干、私が急ぐのではないんですけども、もう令和7年度と言え来年でございます。そういうところで、どういう期間、どういう検討内容、そしてまた決定をされるのか。もし、今そういう考えがございましたら伺いをいたします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

この交通体系につきましては、村長とも常日頃話しているところでございますけども、振興計画で定住促進を図っておりますけど高齢化が進んでいることは、もう御承知のとおりでございます。村民の交通手段、メインは高齢者の交通手段になってしまうんですけども、現在もコミュニティバス、産交バスに連絡するリレーバスを村と委託してやってるという状況です。持続可能な交通体系ということで、これからもこのコミュニティバス、リレーバスは存続していきたいと。先ほど申された、私も何回か話しました。産交バスさんが人吉から五木までがなくなるという令和8年度からということの話ですが、くま川鉄道がここに絡んでおりまして、くま川鉄道の全線開通をきっかけにというか、五木ばかりじゃありません。計画には水上村もありました。錦町もありました。もちろん人吉市もありました。どう流れるのが私たちも、本当に令和8年度の4月1日からなくなるのかという情報はちょっと確実な情報は入っていないところでございます。

村民ニーズのアンケートということで、高齢者を主体として一人一人に本当はお聞きするべきかなと思うんですが、例えば、病院一つにしろそれぞれ違うと思います。買い物一つにしろ人吉のどこに行きたいという話が出ると思います。ニーズはニーズとしてお聞きしたいと思うんですが、ある程度行政側が主導していかなければならないのかなとも思っております。ニーズについては手法ですけども、手法的にはもう病院はどこに行きますかか、保健福祉課が大体把握されているとは思いますが、そこら辺の情報を仕入れながら、もう難しいことは書かずにマルとかそういう手法を取りたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） この質問は以前もまた同様な質問をいたしております。私は今日聞きたかった、若干お答えされておりますが、方針とか施策、変わったところがありよそのくま川鉄道なり、よその水上とか上球磨辺りのことと意外に関連づいたことで将来運行という形になるということでございましたかね。それで、やはりこれが私からすれば、今課長も言われましたが、いや令和8年度に廃止だということで、いろいろ今述べられましたが、以前、行政座談会の中である村民の方が料金のこととかリレーバス、コミュニティバスの維持とか御質問をされております。その中では、竹村課長が業者の話としては撤退するという話は一切していないということと言われたということでお答えになっておられますが、運行業者とかそういう話が全然ないということで、まだ人吉球磨の新交通体系協議会かな、その中ではまだ今課長が述べられた時点の段階なのか、もう1回その辺りをお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 今議員おっしゃったとおり、これは担当者の五木村と相良村、産交バスの所長さんが話し合った中で、産交バスは別に廃止するとか産交バスから言っていないという話で、いわゆる撤退は私たちはそういうことは言っていないという情報でした。

また、料金とかもありますけども、うちが規定マニュアルとかはないんですけども、参考にしたいのは山江村の数年前からまるおか号というのがあります。そこは委託してあるんですが、そこを参考にいろいろ考えたい。ただ、御存じのとおり、山江村と人吉は近うございますので、路線は二つぐらいなんですけど万江側と山田側、そしたら診療所とか寄る道が病院が7カ所ぐらいありました。ちょっと五木は遠いし、そんな込み入った時刻のダイヤもいっぱいです。五木はちょっと無理なのかなと。そこら辺を考えながら、もし早めに五木村の直営でバスを動かすというのは、例えば料金と取るのであれば運輸局のハードルが高いと思うので、考えとしては、

もうタクシー会社というかバスというかに委託するしかないのかなという、現時点ではそう思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今お答えになりましたが、バスの事業所からはまだそういうお話はしていないということで、なかなかこういう話が錯綜、また早めに情報というのは非常に何か曖昧なところもございますが、やはり早く、最初令和7年度廃止、いや8年度になりました廃止がということでございますが、これも早めにやはりある程度の新しい新交通体制の五木村の姿を村民の方々に御披露出来るように、またいろいろなニーズ、役場とか金融機関とか、また病院も村内には診療所しかございませんので、恐らく四浦とか人吉市の病院も利用される村民の方もおられると思います。そういうニーズですね。これはもう規定マニュアルでいろいろあったんですけど、1番から2番、3番、結構ひっくるめた質問になると思いますが、先ほど課長も言われましたが、どういう方向で村単独でバスを運行するのか、そういう事業者をお願いをして代行をしてもらうとかいろいろありますが、まだその辺ははっきりしていないということを今の答弁で感じました。やはりある程度の利用者の負担、100円とか200円とか、恐らくタクシーを利用したと思えばかなり安価な交通の出費かなと思いますが、その辺も早めに提示していただくように、またそういう考えも、今総務課長がお答えになりましたが、村長も同意見ということでよろしいですか。村長、お願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

いろいろこれまでの経緯とか取組についての方向性については、今課長のほうから答弁があったかと思っております。これについては、従来から人吉球磨の公共交通機関の協議会というのがありまして、それについては大きな大量輸送については肥薩線と、鉄道を軸にした考え方が従前ありまして、いろんな運輸局も入ったり県も入ったり、いろいろタクシー事業者、公共交通を司るところはみんな入って、あと自治体も当然入っているところであります。そういう中で、先ほど若干ありました、今産交バスさんについては頭地まで、それからリレーバスで村内に路線を延ばしているところでありますけども、これについては毎年の負担金をかなり各町村払っております、そういう人口減少化の中でこれ以上の負担金はどうかなという話もありまして、そういうのもありまして各町村の事情もあって、一つは各自治体で交通体系をちょっと考えたらどうかと、その基本になるのは当然鉄道を軸にしてということになってきますので、今、くま川鉄道が令和7年度の災害復旧が終わって開業を目指しております、令和8年の3月いっぱい全線復旧というのを目指し

ております。しかしながら、今ちょうど球磨川の第4橋梁の地盤が固くて作業的には遅れていると聞いておりますけど、今精いっぱい令和7年度中の開業を目指して取り組んでおられます。そういうものが固まってくると、五木村としてのやはり村内の交通体系も含めて、これから人吉までの住民の方の移動手段の確保は当然必要になってきますので、今議員がおっしゃいましたように、住民の方に早く一つの形を知らせるためにも令和6年度中には一つの方向性、一つの大枠の形は示していきたいというふうに思っております、当然、今総務課長が答弁しましたように、もう五木から例えば泉町のほうに路線は延びておりませんので、これは人吉、山江、相良、五木のこの4市町村が今関わっておりますので、それを五木にとりましては五木独自の運行体系をつくっても若干影響はないというふうに思っておりますので、これについては私なりには五木独自のそういう移動手段、バスなりのそういうものを運行させて、そして市内のいろんな箇所を回ってまた帰って来ると。それが日に何本かというのはこれから計算かと思っておりますけども、そういうものをしていきたいというふうには思っております。

そして、もう一方が料金の話になりますけども、今、村内を回っております各コミュニティバスとかいろんなものについては料金は徴収はしておりません。これは料金を取らないことによって、先ほど課長が言いましたいろんな交通法の中では地域交通ということで、大きないろんなことが免除されておりますけども、逆に言いますと、これに観光のお客様等が乗れない状況にあります。これを例えば人吉まで路線を延ばすという村独自でやったときに、やっぱり幾らかの料金徴収をやりながら、人吉から観光のお客さんも乗ってくれるようなものも将来的には視野に入れて、そして村内全体を回るときにも観光の人も乗ったり、そういうのもトータル的には考えていくべきかなというふうに思っております、そういう全体的な大枠については令和6年度中に決定して村民の方にお知らせしていきたい。具体的にはそれから詰めていきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今お答えになりましたが、今現在、コミュニティバスとかは乗車対象者が村内の人だけ、よその人とかよその町村の人は乗れないということが現実にそう運行になっておりますが、やはり、村長が今言われたように、誰でも彼でも乗られるような、せっかく空で走っているバスを見ると、やはりどうにかしたほうがいいなということも私も前々から思っておりました。

また、今タクシーと言われましたが、今診療所に利用ならばタクシーの運賃半額か何かだったですね。聞くところによりますと、今村長からも言われましたが、八代市の泉町の例を上げれば、かなりタクシーも安く1,000円、2,000円からで市内の

病院まで行けるような、そういう補助体制をやっているということもちょっと最近聞いたんですが、そうなれば、やっぱり病院を利用しないとそういう補助、割引が出来ないということですよね。その辺も含めて、どうせなら、やはりコミュニティバスなりそういう村独自のバスを利用されるように運行時間、これはまだスタッフの確保とかいろいろあるかと思いますが、その辺もスムーズに、また、これが100%ニーズに応えられないというのも分かりますが、なるべくなら、また村長も所信表明の中でタブレットで導入をし、いろいろなバスの検証もしたいということでも言われておりますので、その辺もスムーズに、また利用者になるべく増えるように、またお年寄りの人たちはなかなか村に電話しても気の毒がるという、そういうお年寄りの人たちがおられます。「やっぱり気の毒かもん。」とか何か、いろいろ相談はしたほうがいいですよと私からはそういう助言もしておりますが、その辺も気軽にちょっと窓口といいますかそういう、また今回、新しくIPの電話を導入すれば、また、そのアプリの使い勝手のお勉強会ではございませんが、そういうのもどしどし使っていただくような体制を取っていただきたいなと思いますが、その辺も今言ったとおりにお考えでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

先ほど泉町のお話、ちょっとすみません、私も知りませんでした。ただですねとか、私たちも人吉で会議があつて、コロナ禍で会で宴会があるんです。人吉からタクシーで五木まで来ると、宮園までですけど1万3,000円ぐらいかなり値上がりして、ちょっと困っている次第ではございますけども、それはそれとして、出来るか出来ないかは今から検討していきたいと思います。

また、今度はタブレットにも今、まだどういうソフトを入れるか、アプリを入れるかは決定はしてないんですが、AIコミュニティバスというのがあるそうでございます。ただ、五木の場合、以前話したと思いますが、頭地を起点としたときに小鶴方面ですね、内谷まで、また宮園、平沢津まで、下梶原まで、3路線あります。AIは予約が前提ですけども、その路線を通らないときは宮園までぼんちと行きますよと。下梶原から宮園までの迂回路がないので、ちょっとどういうふうになるのかが分からないんですが、それは、またゆくゆく考えていかないといけないと。先ほどお年寄りにタブレットの話があります。今度、工事請負を出しておりますので、そこで質問があればなと思って準備はしたんですが、今度設置するのに、以前、令和3年、4年は配線とかがいっぱいあつて、1時間半から2時間かかる場所もあったそうです。今回はもう説明で30分予定、取付でもう数分だそうです。10分、15分ということで、前段的には取付のところで各家庭の人に説明をする。後々、集落

単位、これも以前お話したかもしれませんが、5集落ほどありますので、そこでまた詳しい説明を行うという段取りで行きたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） なかなか五木の場合は環状線みたいな運行がちょっと不可能だということで、私もそれはもう実感しております。極端に言えば、下梶原に行ったら引き返してということで、そういうことがあります、そこをどうにか努力をされて、やはり一生懸命また村民の要望に応えてもらって、新しい交通体系を早く提示をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次ですが、これはもうこの交通関係で4番になりますが、私たちの村には人吉高校の五木分校がございます。令和8年度から路線バスがちょっと運行が廃止、何月かはまだ分かりませんが、私がちょっと人吉市内の人から聞いたのに、いろいろ中学生の進学問題で五木分校を薦められる先生もいらっしゃるそうです。五木には産交バスが行くしということだったんですけども、令和7年度からたぶんもう産交バスも五木線は廃止になるということで、なかなか他町村の生徒さんのことですが、かなりそういうことで進路に影響を与えてるなど実感しております。逆に言えば、五木村から保護者の方々がいわゆる町の高校にお子さんを送り迎えということもございます。以前はそういうところで若干そういうガソリン代とかいろいろなことも考えてはどうかということを申し上げておりますが、逆に五木村にいろいろな方向性のところで、分校のいろいろなことが載っております。今から五木分校を県教育委員会としても五木村の五木分校を盛り上げるんだということで、前知事の蒲島さんも何かテコ入れて東大と云々ということも言われております。そういうことを考えますと、こういう話題、こういう議題で熊本県の関係者と協議なんかはしたことがあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今交通体系の中で議員が御指摘のとおり、今五木分校のほうに人吉、また村外から通学をされている生徒さん、かなりおられます。そういう中で県との協議は行ったかということでございますが、行っております。それについては、そういうものに影響が及ばないようにしっかりやっていきたいということで、私どもも考えております。

また、今御案内があったように、五木分校等については、唯一の普通高校の分校ということで残っておりますけども、これについては県のほうも高校魅力化推進室がございまして、それについていろいろ蒲島前知事のときにも東大の先端研の方が来られて、今いろいろ教育については熊本県のトップレベルまで持っていくという

ことで取り組んでいただいております。そういう中で、今球磨郡の方からも高校の先生方から五木分校にどうかと、進学のあるでと、大変ありがたい話でありますので、そういう話の中で交通体系の影響があつて、ちょっと五木から産交バスが撤退をするということで躊躇されるのは、非常に村としても残念な話でありますので、先ほど申しましたように、令和6年度中には村の大きな方向性を示しながら、具体的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、もう1点、交通体系と関連して五木分校のお話でありますけども、今、島根県の海士町という島がございまして、そこに未来留学ということで、日本中の高校生が今留学をして、その中で地域と暮らして3年間を全うすると。また、将来は海士町に帰って来ていろんな産業にも入ってるとお話がございまして、前回、五木のほうにも海士町から来ていただきまして、実際、それを運営している会社の方が来られまして、どうか五木分校辺りをそういう高校未来留学の場所としてはどうかという話がありましたので、それについてはしっかり私たちも取り組んでいきたいと。県についても同様でありますけども、そういうのを踏まえて、しっかり、先ほど言った教育機関としたらそういうものはございますので、そういうものをしっかり五木村の中で高等教育が出来るような話として、交通機関もそうですけども、そういう環境も整えていきたいというふうに思っております。県と協議をしている現状でございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） そうですね、やっぱりいろいろ議論をされてきました。五木分校のことですから、我々が発言するのは限度がございしますが、全寮制でどうのこうのとか五木になるべくとどまってもらって、3年間でもこのいい環境で過ごしてもらえば、いい教育が受けられるんじゃないかということも議論の中でお話を聞いたり、させていただきました。やはり、この路線バス廃止ということで、五木村が一番打撃といいますか、イメージも本当に村民の皆さんも不安かもしれませんが、また、このバス事業者には五木村も、さっき言われましたが、年間負担として1,000万ほど事業者のほうに補助をしております。そういうことを見れば、やはり経費はかかってもある程度のここに住む方の要望というのは、最大限に可能にしていきたいなと思っておりますので、また、これはもう五木村の新しい交通体系、早く構築をして、再三申し上げますが、早く村民に提示されるように。

また、先ほど言いましたが、逆に、村内の保護者の人たちがお子さんを町とか送り迎えがございまして。その辺の負担というのも経費の一部でもよろしいと思いますので、一応考えていただきたいなと思っております。その辺はちょっと答弁出来たらよろしく。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

せっかくのこうやって人吉球磨全体の公共交通機関の、言えば、改変とかいろいろ各自治体において取組がなされますので、五木においても、今議員御案内のとおりのように、村民の方が不自由なく人吉、また、いろんな医療機関等にも行けるような交通体系の組み方をやっていきたいというふうに思っております。

それと同時に、村内のいろいろな交通のあり方、買い物支援等も含めてですけども、生活環境の改善等についてもこの機会に併せてやっていきたいというふうに思っております。とにかく、今回策定をしております「新たな五木村振興計画」の中では、そういう基盤整備も含めて交通体系も含めて一気にそれを、言えば将来に向けて基盤づくりをやっていきたいというふうに思っております。

それと、もう1点、高校生、村内からでも寮に入ったり直接送って行かれる保護者の方おられますけども、それにつきましては、先ほど御案内した昨年の9月に策定をいたしました「子ども・子育て応援宣言」の中で、4月1日から運用しております高校就学助成金というのを月に3万5,000円ずつ皆さんの保護者の負担軽減ということでお支払いしておりますので、そういうのを十分活用いただいて、どうか若い世代が教育の機会が奪われてはいけませんので、そういう支援は村としてもしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） やはり、今から本当に早く新しい交通体系の姿を見せていただくようお願いを申し上げまして、3番の質問に移ります。新たな時代を見据えた安心安全の確保についてということで、これもこのひかり輝く振興計画の中にございますが、生涯にわたり住み続けられる、先ほど医療も福祉も教育もということでございますが、これを基盤に考えますと、五木村の安心安全の確保というのは、非常に重大なことだと思います。また、1番の防災力の強化、防災体系の見直しや検討、避難所の環境整備や備蓄倉庫、また、自主防災組織の現状と今後の課題ということで、避難所の環境整備ということで、以前、私は防災センターというのも先端の環境を重視したそういうセンターの必要性も訴えておりますが、そのことも含めて、また、いろいろな防災力の強化と体系で、五木村には消防団もございますが、なかなか団員の皆さんも減少して少ない、これもどうやって運営していくのかというのもいろいろな問題がございます。このことについて、対策といいますか将来どういう展望でこの対策について今議論をやっていくのかというのがもしございましたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

この村内の安全安心の確保というのは、今議員が御指摘のとおり、新たな五木村振興計画の中でも大きな柱の中に組み込んでいるところであります。特に河川の状況から申しますと、国管理の河川等については、流水型ダム等のいろんな範囲に入っておりますけれども、それ以外の県管理の河川等については、特に川辺川上流域においては竹の川から宮園地区の管理については、県のいろいろな土木部の河川関係の改修等も含めて、今地元の説明会等もさせていただいて、しっかり安全が確保出来るようにということで、今取り組んでいただいているところであります。そういう中で、防災力の強化ということでもありますけれども、特に今人吉球磨川水系は同じでありますけれども、タイムラインということではいろいろ各町村が、また各集落においてそういうものをつくっていただいたり、またマイタイムラインということで、各世帯においてもそういうものを家族で共有をして、何かあったときにはそれに沿ってやりましょうということを今進んできております。これについては、区長会の折を利用させていただいて、東京大学の先生にも来ていただいて、特に五木村につきましては土砂災害、河川よりも土砂のほうが急傾斜地にいろんな集落が点在しておりますので、土砂災害等に特化した五木型のタイムラインの構築というのを先生から提案をいただいております、今2回ほど区長会の場を活用させていただいて説明会、いろんな取組をしてきたところであります。

また、一方では、北分館等においては、地域で防災訓練等をやっていただきまして、そこで防災講話とかそういうものをしていただいております。そういう中で、前回の台風10号等については、早めの避難を一番北地区の方が多かったわけでありましても、そういうのも一つの参考事例とすれば大変ありがたい話ということで、これは自主防災組織、区長係全てが持っておりますけれども、そういうものを機能強化と、あと村のほうからも支援をしながら地区地区によってのやっぱりいろんなやり方がありますので、それについてはしっかり一緒になって村も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 防災力、また自主防災組織の活用ということで、これは本当に日ごろ訓練をしておかなければ、なかなか動きが出来ない。とっさの判断が出来ないということもございます。

また、今回、行政報告でも若干村長が台風10号関連で述べられておりますが、日ごろからの村民の皆さん方の防災組織の向上と自主防災組織の訓練に沿った身を守る行動がということで、なかなか台風10号もかなり懸念をされておりましたが、あまりひどくはなかった。ただ、雨の量は若干多かったんでございますが、そういうこ

とで、2番に移りますが、ハザードマップとかW e bとかいろいろな概要、また利用ということで、やはり高齢化の村内にとってこういうハザードマップというのは大体分かると思います。ちゃんとありますから。今度はW e bとか何とかと、そういう横文字が出てきた場合に、お取り寄りの人たちにピンとくるのか。また、どうすればいいのかという手法、なかなか簡単に手の届かない位置になっているのではないかなと感じます。また、いろいろなことを利用しての防災訓練の定期的な実施ということも考えておられますかということでございますが、先日、正副議長の研修がリモートでございました。そこでは防災危機管理アドバイザーの岩手大学の地域防災研究センターの越野教授というのが講演をされております。「なぜ危機への対応がうまく出来ないのか」というタイトルでございました。日本も災害とか多い国でございます。東日本から、また熊本地震、また能登半島地震とか、その前の阪神淡路のときの例で対象と言われましたが、かなり神戸なんかの地震のときには全然機能しなかった。やはり訓練が一番だということで、熊本の場合はかなり訓練がなされていたからあれだけの被害で済んだんだということを言われております。訓練というのは、やられる地域もあるかもしれませんが、非常に残念ですが私の地域ではあまり自主防災組織の訓練がしておりません。これは若干また私も地域に帰ればそういうのを推進しようということと呼びかけたいと思いますが、今の話に、こういう講演があったんですけども、総務課の防災関係の職員もこれに同席していただければよく分かったのではないかな。これを受けたから終わりではないんですけども、やはり、非常に今から多岐にわたった災害というのはどうなのか分かりません。やはり日ごろの訓練ということを再度、村内に周知をしていただいて、各地域でしていただくようお願いをしたいのでございますが、その辺はどういうお考えですか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まずはハザードマップのW e b版ということで、昨日でしたか工事請負の説明をするときに、ある座談会のときに「タブレットって何や。」という話も、ごもつともです。私も横文字は嫌いというか苦手です。その辺、もうちょっと分かりやすい表現にして、タブレットにも入れることが出来ますので、ただ、そのW e b版は、今まで紙ベースで業者に委託してつくっていたのが職員でも出来るということで、追加追加、もう最近の豪雨関係で危ないところとかいっぱい出てきますので、そういうので更新していきたいと思っております。

それから、防災訓練というか、まずは講話とか、この前、正副議長の研修会であったということで、私たちも毎年梅雨前に豪雨対応訓練というのを総務課を主体と

して各課長に来てもらって、総務課で行っているところもあります。また、区長さんを対象とした自主防災組織の構築に当たっては、熊本県の危機管理防災課から来てもらって講演会をやっていることもあります。また、村全体の防災訓練ですけども、直近では令和3年10月17日に行っております。これは防災ヘリを用いた消火訓練とか人間を吊り上げたり、そういうのを行っております。私の記録としては、大規模なやつは平成22年とちょっと前の話ですけど平成16年とか記録してるんですが、3年に1度程度はそういう大規模な五木村全体の訓練を行っていきたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 訓練は定期的にはやってるということだったと思います。これはやっぱり継続して、また、各地域のいろいろな状況の差があると思いますので、その地域に特化した訓練の仕方というのがあるやも分かりませんので、これは継続してよろしく願いを申し上げます。

また、今回は台風10号の関連というか、防災無線のことで1点、ちょっと平沢津地区の人から言われたんですが、道路情報がなかなか分からなかったというか、私は防災無線で周知があったようですと、いや、うち辺りはなかったと、時間差があったと思いますが、その辺りで、それでよその町村の人が携帯の媒体を使って教えていただいたということを聞いて、やはりそういうことは、また例として、この間の台風10号で高知県ですけども、四万十市では防災無線で使った情報というのがちょっと曖昧さがあって、住民の方がどういう動きをしたらいいのかということも事例としてございました。その辺りもちゃんと徹底をした、私は村内の防災無線はまあまあ聞けたんじゃないかなと判断したんですが、その辺りをちょっともう1回伺います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

防災無線について、台風10号、今おっしゃったんですが、それ以前、何日前、そのときもありました。防災無線が鳴らないと。担当者行きました。ボリュームが絞ってありました。それが二、三件あったもんですから、今度の区長会ででも、うるさいからボリュームを以前絞ってて、そのまま忘れておられたのかなとも思うし、あと電池も設置して1年以上経ちますので、電池も交換してくださいとかそういうお知らせはしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） ボリュームを絞っていましたとか、電池が切れていたとか、これはもう情報基盤では五木村はかなり高額な予算も拠出をして整備をしております。

そういう機械はたぶんちゃんとしていたのかもしれませんが、それを使う人のほうがもうちょっと真剣に、また、そこにチェックをするような何かチェックシートみたいなのか、たまには点検とか、たまにはという言い方もちょっとあれですけど定期的な点検とかしていただくように。そうしないと、やっぱりいざというときに地域差があったりいろいろな情報、また曖昧な情報が流れては村民も混乱をいたしますのでよろしくお願いします。村長、その件に関して。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、防災訓練等を含めていろいろ議員のほうから御質問をいただきました。大規模な総合防災訓練等については、今総務課長が申し上げたようなことで、今の北分署のあそこからヘリを飛ばしていろんな救出をやったりということをやった経緯があります。

それともう1点、消防団のことにも触れていただきましたけども、今全国的に消防の団員数が減ってきているということで、総務省においては2年前に当たりました出動費の見直しということで、従来よりもかなり金額も上げて、今消防団の方にはお支払いをしているということもあります。そして、あと詰所辺りのいろんな改善等も今含めてやっておりますけども、なかなか今消防団に入団をしていただく人が減ってきているということもありまして、そのの大本といいますと、それは本人の意思等もあろうかとは思いますが、消防団員が加盟をしている雇用側、会社の御理解がないとなかなか平日に、例えば、いろんな災害で3日休むとか2日休む、そういうのは会社にとってはちょっと非常に困るという会社も若干あるように聞いておりますので、これは全国的な話ですけども、五木村消防団においても、そういう中でも今参加している消防団として活動いただいておりますので、団員の方の福利厚生、いろんなもののことについてもしっかり支援はしていきたいというふうに思っております。

とにかく防災等につきましては、村民の安全安心の基盤になってきますので、そういう訓練等も含めて、さっきありました自主防災組織の、重ねてでありますけども活用をですね、活性化をやっていきながら、さっきありましたような防災の告知端末の無線のスイッチが入っていないとかボリュームが絞ってあったとか、そういうことはちょっと、せつかく設置をしても生かされてはきませんので、そういうのも各自主防災組織等に御連絡をして、区長会等も通じてしっかりその点検は、年に1回は皆さんでやってもらうとか、あと防災備蓄倉庫も配置はしておりますけども、その中身の確認とかいろんなものについての運用の仕方とか、それも組織でそれぞれ活用いただければというふうに思っておりますので、そういうものを踏まえて防

止関係、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） やはり何事にも継続ということ。また、新しいことをやるには、やはり村民の方々に丁寧に説明をする。また、いろいろな機器があつたら使っていただくような、初歩的な訓練、また初動的な村の情報関係の職員の周知の徹底というのをよろしく願いを申し上げます。

また、この基本計画の中で公共施設の共有施設を利活用し、災害時の避難所の整備を進めるということもございますので、これもまたちょっと聞きたかったんですが、この辺で終わりたいと思いますが、9月は防災関係にとって非常に重要な月でございます。9月1日が防災の日で、9月9日が救急の日ということで、また改めて防災というのを見直し、また改善できるならいい方向に動きがよろしいなと思っておりますので、執行部の方、また職員の方々もよろしく願いを申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡本精二君） これで、中村議員の一般質問を終わります。

次に、5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） じゃあ、私が質問いたします。

私は3点ほど大まかに分けておりますが、最初に新型コロナワクチンの接種についてということで出しておりますが、今までコロナのワクチンをたくさんの方が打ってられました。今日、朝、データもいただきましたが、何かもう年寄りの方は100%というデータが出ております。そしてまた、コロナワクチンの薬害みたいなものも全国では相当報道をされてます。その中で、4月30日までに3万6,457人が副反応ということで報告されてるそうです。それで、亡くなった方が2,076人、これは認められたやつです。それ以外に認められていない曖昧な方も入れたら、その10倍以上になるんじゃないかなということです。そこで、これは一般質問する前に、村長に前お伺いしたんですが、10月から全国的に始まるということで、まずは村長の見解をいろいろお伺いしたいと思いますが、コロナワクチンの今度のレプリコンワクチンというんですね。今でモデルナとかファイザーがつくったワクチンとは全然種類が違うワクチンなんです。増殖型ワクチンと言いまして違うもんですから、そこら辺御存じなのかどうかです。ちょっとそこら辺を最初にお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えします。

今、5番議員さんのほうから新型コロナワクチンの接種について御質問をいただいたところであります。ちょうど私が就任しましてから、年が明けて令和2年の春先からいろいろそういう症状があるということで、それからずっと3年間ぐらいは

非常に日本全国で、世界全体でありますけども、そういうコロナ蔓延が広がったところであります。そういう中で、村としましてはコロナワクチンの接種については、今お手元に資料等も福祉課のほうから配付させていただいておりますけども、私自体も今6回接種をしているところであります。これは令和6年度についても新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防と重傷者を減らすことを目的として、定期接種として実施することと今しておりますけども、先ほど議員が説明いただいたレプリコンワクチン等については、後もって福祉課長のほうから説明させていただきたいと思っております。そういう中で定期接種の対象の方は、今回65歳以上の方と、あと60歳から64歳までの基礎疾患を有する方というふうで村としては捉えております。これはあくまでも村民の方による集団接種等についても希望の方ということになってきますので、その一部助成もしながら、村としてはそういうものを進めていきたいというふうに思っております。このいろんなワクチン接種等にはいろいろ薬害とかいろいろあろうかとは思いますが、村の判断としましては、今回はそういうものを進めていきたいと。とにかく個人の方が重症化をしないようにという判断のもとに今回接種をやっていききたいというふうに思っているところでございます。レプリコンワクチンについては課長のほうから説明させていただきます。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 質問をいただきましたレプリコンワクチンについてということで回答をさせていただきます。

このワクチンにつきましては、本日現在、確認をいたしましたところでございますけれども、令和6年秋の開始のコロナワクチン、オミクロン株JN.1系統として薬事承認ということで、今現在では出ていないところでございます。これは一部変更承認がございまして、その一部変更承認というところで、それがまだというところで、そのため市町村には現在のところは説明は実施されていない状況でございます。近い段階に承認をされる予定とは聞いておりますけれども、近い段階に承認された場合においては、このワクチンについてということでは、16人分が接種できるということでございまして、村内で実施する予防接種としましては、余った分を廃棄する分が大きくなるということで、不向きということで村としては今のところは考えておるところでございます。今後のワクチン接種についてということで、今説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

今まで使用するワクチンにつきましては、国から送付されてきましたワクチンを使用しておりました。5類の予防接種ということになりまして、今年度からは使用するワクチンは村が購入して接種することになります。このレプリコンワクチンにつきましては、承認をされたとしましても、今までに使用実績がないワクチンでござ

ざいまして、今年度は接種状況を確認したいと考えておりまして、使用しない予定でございます。当村では、以前よりメッセンジャーRNAタイプのファイザー製、そしてモデルナ製、第一三共製及び組換え型たんぱくタイプということで武田薬品製の中から御本人に選択をいただいて接種をする予定といたしております。ただし、接種を個人病院で実施される場合においては、接種されますワクチンは承認されたワクチンの中から医師が選択をされるということで、使用される可能性は否定は出来ないところでございます。現在、住民の方で65歳以上の方で個別接種対象者については、入院、施設入所者の方を中心に40名ほどいらっしゃいます。村内でも使用が難しいということで、個人病院においても余りが出た場合と破棄をしなければならぬことなどから、使用されない可能性は高いものというふうに考えているところでございます。

ワクチンについては以上でございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 一応、通告を出しておりますのはデータもいただきましたので、これはいいんですが、いろんな薬害というかこういったものはテレビとか新聞でなかなか報道されないんです。大手のメーカーさんが付いてるものですから、やっぱり広告料を、今度のレプリコンワクチンに関しましては、明治製菓がやるわけです。年間600億とも言われてる宣伝費をマスコミにばらまくわけですから、やっぱりなかなか取り上げきれないんですね、新聞もテレビも。そういったことが裏にありますので、テレビでは本当のことは言わないとは思って私はおります。そこで、従来のmRNAワクチンとは大きく性質の異なる今回の自己増殖型レプリコンワクチンは、開発したアメリカや治験、これは臨床実験ですが、ベトナムでやっております。ベトナムの国でも承認しておらず。世界で唯一日本だけの承認したワクチンであると。治験を行ったベトナム国では数例の死亡例が報告されています。これは数例というか、後で分かったことですが18名の方が亡くなってるそうです、ベトナムで。最も心配するのは、この後なんです。この接種者から危険な感染性毒素を呼吸から排出し、呼吸とか汗だそうです。伝播する可能性があることからレプリコンワクチン接種者のお断りの病院や商店等が予想されることがあるということです。これはもう実際にすごいデータが出てます、ネットを見てみたら。怖いのは伝播する。汗とか空気からそれがうつるというか、そういうことで怖いと。打たない人もそういった症状が出てくるということで、とても危険な、開発したアメリカでさえ、自分のとこでつくっておきながらベトナムで実験をしてですよ、4,000人にも、自分とこでは実験もしない、承認もしない。ところが、日本がすぐそれに飛びついてアメリカから買ったわけですね、薬を。1人が明治ですが、明治の会社でさえ、マスコ

ミの報道向けに出しておりますが、安全性に問題は認められていませんと明治は言ってるんです。なぜかと言ったら、治験期間が短期であったためと。実験があまりしてないから、今のところは安全ですよという程度のことなんです。これは参議院でも川田龍平さんという方が参議院議長の尾辻秀久さんですか、この方に質問主意書を出しております。文書長いですから読みませんが、ベトナムで試験して以来、いろんな問題がまだ残ってるということで、最後結びに、この安全性が判明するまでレプリコンの使用中止をするべきと考えますが、政府の見解をお願いしますということで、6月に参議院のほうに議員さんですね、この人から質問状が参議院にも出ております。

そこで、先ほど課長、これはしないとかということを言われたように聞こえたんですが、そこら辺の確認をもう1回、このワクチンについては、やっぱりワクチン信者と言いまして、ワクチンに頼ってる方がいっぱいいるのは私分かります。ですけど、その内容をやっぱりデメリットもちゃんと説明をしてほしいというのが私の、どうしても打ちたい人は打って結構です。ところが、そういった先ほど言ったように伝播するということであれば、まだ打たない人にも迷惑かかるわけです。そこで課長、先ほどの前のモデルナとかああいったのをやるということですか。もう1回ちょっと確認をお願いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

先ほどからありますレプリコンワクチンについてということで、現在はまだ薬事の承認が下りていないということでございまして、この薬事承認が下りれば接種の対象となるわけでございます。ただ、ワクチン接種に関しましては、村といたしましても、複数の専門家のチェックを受けた化学的根拠に基づいた国、厚生労働省の審議会からの情報を基に県や各自治体ということでは接種を行っているところでございます。今回、薬事承認が下りたとしましても、今までに村として集団接種の折に使用接種の実績がないワクチンでございますので、今年度は接種の状況を確認をしたいというふうに考えておりまして、今年度については使用はしないという予定でございます。メッセンジャーRNAタイプのファイザー製とモデルナ製、第一三共製、そして組換えタイプの武田薬品製の中から、接種を受けられる本人に選択をいただいて接種をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 先ほど厚生省のお話がちょっと出ましたが、私が調べたデータでは、厚生省も役人さんですね、接種率は10%だそうです。90%は未接種という、

これは未確認のデータですが、そういった情報も出ております。だから、厚生省は自分たちは打たないで国民にだけ打たせて、今度のはまだひどいですよ。そういった情報がありますので、そういったことをやっぱり厚生省も無責任と言えど無責任ですよ。ですから、今度のワクチンを打って病院に行っても、うちには絶対に来ないでくれというのが幾つかもう出てるんです。絶対に伝播するから、もう立入禁止しますと。そういうものが私は球磨郡でも出てくると思いますよ、病院でもですよ。ですから、今度のワクチンはもうちょっと実験を見て、慌てて打たなくてもいいですから、今はとにかく。重篤するとかということはあまりないと思います。打った方が危険ですから、そこら辺は村民にもみんなそうやって広がるということであれば困りますので、ぜひそこら辺はしっかり勉強して、雇われの学者はだめです。国から雇われたような学者さんの言うことは信用出来ません、やっぱり。そういった医学博士とか立派な方がいっぱいこれ出してますから、勉強してください。そして、もしやるとなれば、それなりの腹を据えてやっていかないといけないと思います。私はそれは心配なものですから申し添えておきたいと思います。これはもうあまり深く言わないでこれくらいにしておきたいと思いますが、2番目の質問に入ります。

2番目に、今度はちょっとダム関連とかそういった感じになってきますが、大通峠トンネルのことを質問したいと思います。大通峠トンネルも私も一生懸命何とかしたいなということで前から頑張っておるわけですが、やっぱり五木村の振興に一番関わってくるのは交通と思うんです。この質問はよその町村でも今回やっていただけるようになってます。錦、人吉、あさぎり、そっちで議員さんがやっぱり、あつちはまだ人吉球磨の振興のためということでやられると思うんですが、それにやるという方がおりましたので、私は五木のことを考えて、やっぱり25分か30分で宮原まで行けるような道をつくるためには、やっぱり大通峠トンネルがどうしても必要じゃないかと思うわけですが、村長は何かあまり乗り気じゃないのかあるのかよく分からないような状況なものですから、村長は国・県にそういった要望とかしたのがあるのか。あるいは、そういった話をしたことがあるかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

大通峠のトンネルについては、今議員御指摘のように、大変、人吉球磨、また五木もそうですけども大変重要なルートと私も認識はしております。特に、この前、高速道路が交通事故等で車両火災があったときには、219もなかなか通れないということで、水俣経由でずっと回ったり、そして、ここの宮原五木線を来て445に乗

ってという、車の量も多かったわけですけども、そういう認識は人吉球磨、私も当然持っているところであります。その中でどういうふうに村として国・県との対峙をしているのかということでもありますけども、これはずっと新たな振興計画をつくる時も全ての冊子等にも文言として載せておりまして、例えば、今年の2月6日に議会の皆さんと九地整、また県の蒲島知事のところに地域振興の要望の中にもちゃんと文言として謳っておりまして、宮原五木線における新たなトンネルの整備について事業費と事業期間、また費用対効果の課題を速やかに検証し、その結果を示すことということで書いております。それを受けて、今年の3月、県の回答としましては、新たなトンネルについては長期的な課題として整備に要する事業費、また費用対効果、また必要な検証を行っている、現在。また、引き続き検討して、しっかり対応してまいりますとの回答をいただいたところであります。それではまだまだですね、私どもとしたら、今、田山議員と同じ気持ちでありまして、しっかりまだ検証の結果を早く村にも知らせてくれということ、今県にもお願いしておりまして、その後の5月27日の、これも議員の皆さんと一緒に行了きました、木村県知事への要望と、また国土交通省、財務省にも要望に行った際にも本村の振興に関する国・県事業の早期の具体化の中の一つとして、県道宮原五木線における新たなトンネルの整備について速やかに検証を行い、結果を示すようにということを要望しておりまして、しっかり文書としても県、国には伝えておりますので、それについては、県のほうも早めにこの検証の結果は村に伝えたいと今言っておりますので、そう長い時間がかかっても、これはいろんな道筋を付けるためにも障害が残ってきましますので、それについては早く回答をいただきたいということで今やっているところであります。そういう中で、現在、県から伺っております話としましては、地形や、またトンネルの勾配等を今考慮しながら、ルート案を何ルートか今検討をしていることは聞いております。早く結果を示せるように検証に取り組んでいきたいという答えはいただいておりますので、いろいろ県、国とはいろんな協議の場がこれからもあろうかと思っておりますので、その折に触れて、こういう課題については県のほうに確認していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） これはさっき村長が言った、新聞にも前載ってましたね。村民大会でもこういった意見が出たと。やっぱり振興もいっぱい今振興策の話がありますが、やっぱり交通量が増えて、私はトンネルがもし出来たら、ほとんどの方、もう7割、8割はこっち通ると思いますよ、人吉球磨の人は。そうしますと、黙っててもコンビニが出来たり、いろんなそういった食べるところが出来たりしてくるんです。ですから、やっぱり交通量が一番大事だと思うんです。うちもやっぱり活性

化も出てきます。そういうところで今後の課題として私はずっと頑張っていきたいと思いますが、そこら辺もぜひ村長も本当気合入れてやって、球磨郡の町郡会もあるわけですから、そこら辺でも話をして、今回また何かちらっと出る可能性はありますので、ぜひ村長が一番になって頑張っていたきたいと思います。

最後に、もう1個、平場の造成についてということで、今国交省のほうから平場の話はありましたが、いつからどこまでやるとかということじゃなくて、大体大まかな大綱を打ったような話で、一番大事な例えば溝の口辺りを上げるにしても、その話はあまり出ておりません。やっぱりそこら辺の平場に造成というのは、またさっきのトンネルと一緒に、とても五木にとっては一番宝ですね、平地が。もうとにかく平地がないことには何も出来ない。頭地も家1軒つくるところもないんですよ、もう。本当、公園という公園もあまりない。やっぱりこういった、もう都会にだって公園はあるんです。ところがちょっともうぎゅうぎゅう詰めで平地が足りないというのはもう分かっておられると思いますが、そこらについて国交省と村長の話というか、どこら辺まで話が行ってるのかなと、議会も全然分からないし、説明は大まかな話がありましたよ、それは。あったけど、学校の前は年度内に始めるということでお聞きしておりますが、あんなものじゃなくて、もっとですね。とにかく時間がないんです。早く平地をつくっていろんな企業誘致したり、いろんなことをやりたいことがいっぱいあっても土地がないことには何も出来ない。そこら辺を村長、考え方と今後の見通しと、それとどういうふうな話し合いがされているのかお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

平場造成に入る前に、先ほどの大通峠のトンネル関係で、1点、報告忘れがございます。先ほど3番議員さんのほうからも交通体系のお話等も質問があったわけですが、今回、各地域に座談会に回っております。その中で、集落のある御意見からしますと、大通峠のトンネルもかなり必要という話と、今度は集落間のいろんな県道がございますけども、そういうものの整備もしっかりやってくれということでもありますので、そちらについても並行にトンネルの要望と、あと県道の改良等にもしっかりと取り組んで行きたいというふうに思っているところであります。

それで、平場造成でありますけども、今、国土交通省におかれては、ことあるごとにいろいろ報告を大会議室のほうで、議員、私どもに今やっていただいているところであります。その中で、今示してありますのは、頭地、高野周辺においては、最大20ヘクタールは可能であると、候補地であるということは示していただいております。あとは、そういうものについてはどういうふうに村としたら利活用しなが

ら、どういう順番でやるのかというのもあるかと思いますが、国からも説明がございましたように、今ドローン等を使って測量調査をやっている現状であります。この平場の重要性については、今5番議員がおっしゃいますように、村としたら非常に平場の造成については、いろんな住宅にしても企業誘致にしてもこれから新しい産業の育成についてもかなり重要度が高いと思っておりますので、そういうものについては、しっかりまた国のほうにもお願いしていきたい。場所の確定をして早くやっていきたいというふうに思っております。

それと、今、東地区のまちづくりのグランドデザイン協議会というのを開催をされておまして、その中でも平場の候補地を含めた協議もいただいておりますので、それに向けて、令和6年度、大まかに取りまとめをして報告をしたいというふうに伺っているところでございます。

また、国の説明の中で、今時期的な話も5番議員からございましたけども、いつまで造成するのかという事前の説明の中では、整備時期については、国からは基本的にはダム事業が完了するまでには実施を終えたいというお話でございましたので、今、スケジュール的にいろいろ出ておりますけども、ダムが着工した10年間で本体まで上がるというお話でありますので、その期間内には五木村内に係る整備については完了いただくということになろうかと思えます。

それと、また平場と付け加えまして大きなまだ残っております右岸側の道路の線形の確定とかそういうものも平場の位置の確定と同時に大変重要になってきますので、そういうものをまた議会の皆さんと協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） この前いただいた国交省の資料では、久領の坊主山のところをずっと前のほうまで延ばしてという話がありましたが、ある人から、あそこは神社の上に泥を盛って人が踏んでいいのかなというような話があって、私はなるほどそうだなと。村長も神社関係のそういった役員とかかれて何も感じないのかなと私は思ったんです。もし神社まで行かない、その手前ならいいんですが、そこら辺の話は私もはっとしました。なるほどなど。やっぱり阿蘇神社は大同年間に出来た神社だそうでした、もう千二、三百年の神社があったところを埋めて、その上を人が乗るというのは、何となく私は本当でないような気がするんです。そこら辺はどう考えておられます。その話出たかどうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、造成の候補地の中で高野の代替農地からずっと同じ高さで坊主山まで付けて、

あと坊主山をカットして、それでまずは平場をつくったという話と、もとの久領地区のほうにも広げてというのが、今候補地としては絵を描いていただいているところであります。今、議員おっしゃいましたような、元あそこに五木の阿蘇神社、西俣の神社があったわけですけども、これをそういう捉え方で申し上げますと、もともと東水没予定地には、いろいろな神社仏閣、またあと学校、あといろんなお墓もあったり、大木も切ってしまったわけですけども、そういうものが点在をした中で、今水没地の利活用というのを私ども進めておる中で、今回、造成地でそこに土が入って、それについてはどうかという話ですけども、心情的にはそういうものについて、それは複雑なところもありますけども、あそこから移転をして、今代替地のほうにしっかり祠も出てきておりますので、それについては、あそこから移転するときにしっかり清めていただいて、これからの五木の繁栄を願っておられるというふうに思っておりますので、これについては、そういう複雑な思いはありますが、村の振興のためにはそういうところにもしっかり平場をつくっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 神社というのは、これは信仰的なものですから、お祓いすればいいとかというものではなくて、もう平安時代からあった神社です。やっぱり私は盛ってその上を足で踏むというのは、ずっと前のほうだから、この図面を見るとぎりぎりぐらいいかなと思ったりもしたんですが、そこら辺を、もし埋めるのであれば、その上に何か祠をつくってちょっと祭ってあげるとか何かしないと、そういったのを簡単なものじゃないです。何かあったときはほら見ろとなってくるわけです。ですから、やっぱりそこら辺はお祓いしたからいいとか、そんな簡単なものじゃないです。それはぜひ今後の課題で、私も言われてなるほどと思いました。ですから、やっぱり今後の課題にしてほしいと思います。

それともう一つは、溝の口辺りを上げるという話がありますが、私はみんな年取って、もう老人ばかりになって川の向こうまで歩いて行くというのも大変だと思うんです。やっぱり川のまつりするにしても役場のある主要施策が全部ある頭地側ですね、そっちに隣接した平地をつくらないと、あの遠いところまで行くというのも大変でしょうし、向こうは向うでつくってもいいでしょうから、やっぱりそういった気軽に歩いて行けるような、そして、いろんなお年寄りが、今山奥にいっぱいおられます。山奥と言ったら失礼ですが、過疎化したところにおられますが、やっぱりそういった人の集落形成をつくってあげるとか、今からそういった課題が出てくると思うんです。やっぱりそこに集めるとか、そうしないともうお金もかからないし、買い物、病院なんかも大変でしょうから、そういったことも今から必要になってく

るんじゃないかなと。広いですからね。そういったことにも利用するためにも、やっぱり病院とかがあるこっち側の川の手前のほうですね、こっちから言えば、のほうをやっぱり力を早く入れて、いつまでするということをしないと、もうダム問題も六十何年ですか、もう大変な年数経ってるわけです。ですから、やっぱりそこら辺をもう解決して、見通しが立つだけでやっぱり希望というのは少し出てくるんです。ただスピード感を持ってとか何のかんの言っても、工程が決まらないことには、やっぱり安心しないです。ですから、そこら辺を今後は日にちを区切って、いつごろまでにするということをはっきり国交省から聞き出してください。そして、どこをどれだけ開くんだということをはっきりしないと、もう煮詰めていいと思うんです。村のほうから要望しないと、国交省任せでは私はいけないと思うんです。やっぱりそこら辺は、村が必要なものを必要なだけ開いてもらうという姿勢で行かないと、そういった要望が何か少ないような気がするんです。ですから、議会にも投げかけてどうですかというようなことを聞いて、ダム特別委員会もあるわけですから、そこら辺の今大きな問題だと思うんです。平場の問題はですね。ですから、ぜひ今後、一番早急に取り組んでほしいと思います。最後に何か一言あればお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

平場の造成については、今5番議員がおっしゃるように、具体性を持ってスピード感を上げてやるということは、私もそう思っているところであります。特に、先ほどあった久領一帯、また高野の農地の坊主山までの平場と、あとこちらの左岸側の元の溝の口地区のいろいろ盛り土等についても、今絵を描いていただいておりますけれども、これについても東地区のランドデザイン会議の中でも、例えば、今国道まで上げたらどうかという話も一部から聞こえておりますので、そういうものも具体的に進めていきたいというふうには思っております。それが令和5年度中のいろいろな話の中では、まだまだそこに具体的に踏み込んでいろんな下の河川を利用した水没地の利活用とか平場の箇所付けとか、なかなか具体性にはまだ踏み込めない状況もありましたけれども、お陰を持ちまして、4月21日に新たな流水型ダムを前提とした村づくりのスタートラインに立つということを述べましたので、その中では、しっかりこれから具体性を持って、下の小川と川辺川の利活用も含めて水没地の利活用を含めながら平場の造成地の場所の確保、また位置づけをしっかりと議員の皆さんとスピード感を上げてやって、住民の方に早く示していきたいというふうに思っておりますので、どうかまた今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） こういった問題はいろいろ今からも流動的な課題ですので、私

たちも頑張りますので、村長もぜひ気合い入れて頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、田山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

—————○—————

休憩 午前11時47分

再開 午後 1 時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番、早田議員。

○2 番（早田吉臣君） 皆さん、お疲れさまです。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行いますので、よろしくお願いします。簡潔明瞭に質問して行いますので、答弁のほうも簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

まず、第1 番目、五木村の防災対策についてということで、五木村の防災対策の基本方針というのはどのように決められているのか、まず総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 防災についてのお尋ねでございます。答弁を申し上げます。

まず、御存じとは思いますが、毎年6 月初旬に五木村の防災会議を行っております。その中の資料として、このようなちょっと現物を持って来たんですけども、五木村防災計画書というのが資料編もあるんですけど、こんな分厚いものがあります。この中に基本方針とは書いてないんですが、どのように動くとか、災害対応のマニュアルみたいな避難計画はどうか、そういうのが載っております。それがどのように決めているのかということ、ちょっと昔からの流れもあるんですが、毎年防災会議をする前に、まず国が行います。それから県が行います。その修正点を網羅したものが先ほどの計画書になりますので、それを参考にいろいろ決めているという状況でございます。

○議長（岡本精二君） 2 番、早田議員。

○2 番（早田吉臣君） 防災基本方針というのがないが、防災基本計画に従ってするというので、まず国が決めて、それから県、それから五木村がその計画書を作成するというのでよろしいですね。それで、今村長の去年だったですか、独自のタイムラインをつくりたいという話がありました。今それを作成中だと思うんですが、今現在、どの辺までやっているのか。今県では、マイタイムラインといったスマホの中でアプリがあります。それをつくっていけば自分のタイムラインというのが出

来ますので、その辺の相乗性といいますか、一緒に同期していくのかどうか。それとも、五木村独自のでつくっていかれるのか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

村の防災対策についてということで、特に、今御質問のタイムラインの状況等についての御質問かと思っております。このタイムラインについては、球磨川水系の令和2年の災害を受けてから、特に各町村、球磨村、人吉辺りはもう既につくっておられますけども、午前中の一般質問等でもありましたように、今五木においては各区長会において五木独自の土石流に対応した村のタイムラインをつくったということで、今取組を進めているところであります。まだ形的にはそれは出来ておりませんけども、概念的なものについてはしっかり進めていこうということで、今研修等をやっております。その中で地区の、先ほどありましたように自主防災組織の中の、やはり五木は広いところに各集落ございますので、それぞれの集落の状況に合ったタイムラインと、また各それぞれの世帯に合わせたマイタイムラインというのもつくっていただいて、いろんな状況等の判断、それを基に、その広報支援、またいろんな状況等において村が出て行くというようなことで、村民全体の防災の意識の向上と、そういう関係あるときにはそういう対策をやっていきいたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 五木の独自のタイムラインというのを作成したいと、それから、自主防災組織を含めたそういった活動のほうをやっていきいたいということで、先ほど私申し上げましたけども、県のマイタイムラインというのは、本当にスマホの中でも入力していくだけで自分のが出来ていきます。それをすると、若い人はたぶんそれが出来ると思いますので、そういったのも推進しながら村とまた地域のタイムラインをつくっていただきたいと思います。それで、タイムラインの中で避難というところがありますけど、避難をして行って周知の方法、これを若い人たちはそれを見れば分かるんですが、高齢者とかお一人住まいの方とかそういった方への周知はどうやっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

周知の方法ということで、ちょっと流れを申しますと、まず気象台から令和2年以降ですけども、オンライン会議が気象台から開かれます。もうこれはピンポイントで、例えば言うと、五木村さんに何々警報を何時に出しますよとか、じゃあ解除は何時に解除しますよという情報が担当者ベースで会議が持たれます。周知の方法

としましては、基本、防災無線で周知をやってるところで、その前にというか同時期に携帯電話を使ったエリアメールですね、お聞きになったことがあるかもしれませんが、高齢者避難等とかそういうのを流すようにしておるところです。ちなみに、今後も各家庭にタブレットを導入しますので、その方法もやっていきたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 防災無線などを使ってやりたいということなんですが、3番議員が先ほどおっしゃったのに防災無線の中で聞き取れなかったところとかそういうのがあったということで、私も同じことを住民の方からお伺いしました。ボリュームじゃなくて、その地域がちょっと雨の影響か何か分からないけど音が聞こえなかったという。点検が必要じゃないかということもおっしゃったんですが、その辺のところは聞いておられますか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、ちょっと前後しますが、点検については、今日も点検に来ております。定期的に点検はやるんですが、防災無線聞こえなかった。以前、デジタル防災無線とは何ぞやという御質問がありました。そのときにデジタルのほうは電波を隠れるところがあるともうこっちには行かない。アナログだったらどうにか行くけどというお話をさせていただきましたけども、実際、新緑のころとかやっぱ木が生えて、結構、伐採とかも行ったんですが、住民からは私がさっき申し上げましたけども、ボリュームが絞ってあったとしかちょっと聞いていません。電波が遮ったからというのはちょっと聞いてないところです。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 業者の方にお伺いしたいんですが、雨の量が多いとき、やはり聞こえないというか電波を遮る可能性があるということですから、はっきりしたことを私は伺っておりませんが、その辺のやはり点検というか調査のほうは十分にさせていただきたいと思います。

それから、行政報告の中で村長のほうは言われましたけど、テレビの放送の地上波が一時中断をしました。そのときにやはり住民の方が、10チャンネルは映っているのに何で映らないのかということをも聞いております。なぜそういうことが起きたのかと聞いたら、一般の地上波を送るのが断線をしていて出来なかったということで、10チャンネルが映っていれば、私はその10チャンネルを使った情報の伝達と申しますか、そういったのが出来なかったのかどうかを伺っておきたいと思うんですが。例えば、そのチャンネルで手書きでもいいですが、ここのところが通行止

めであるとか、ここがどういう状況であるとか、そういった放送が出来なかったのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

原因としては、さっき言われた普通の九州電力の電線ですね、それが切れたということで、大通峠に受信機があるんですが、例えば、金峰山から拾う受信機、その機械が止まってしまった。それにはバッテリーが付いてるんですが発電機は付いてない。そのバッテリーが消耗してしまえば途切れる。それが原因で映らなかったと。いつきちゃんネルのほうでは、ちょっと遅れたんですが、道路情報、あるいは、今電波が通りませんよというのは流しました。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） いつきちゃんネルではそういう放送があったということで、住民の方がそういうことを私に聞いたので、そういったことはぜひ行ってほしいと思います。

それから、先ほどまた同じ話なんです、住民の方が、今県道が不通になったときにこの道路は通れませんよということを、自分の娘とか子供のほうからその情報を聞いたと。「お父さん来ると言ってたけど通らんばい。」というふうに言われたということなので、そういった情報を出来るだけ早く伝えてあげないと、途中で何か用事で引き返さないといけないとかそういったこともありますので、そういった情報は出来るだけ早く伝えてほしいと思います。

それから、県道25号線なんです、解除になったときに、私もたまたまそこにいられたんですが、午後から開通するというので、その日にいればいいなと思ってたんですが、午前中、何人かの方が通って来られてました。それで、あれもう通るのかなと思ったんですが、ところが、まだ県の許可がないのでまた止めたということで、また止まっておりました。それで、そういったほうの片方は通して、片方は通さないというかそういったのを、やっぱりきちんとしたきまりというのはきちんと守ってほしいと思いますし、また、手前で通れないなら通れないで、トンネルのところで通行止めの表示をするなり、そういったことが必要ではなかったかと思うんです。というのは、やはり車で3台ぐらい引き返されました、通れないので。よその方なんです、そういった方にもやっぱり情報というのは必要なものでそういったものの対応が出来なかったのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

さきの台風10号での県道宮原五木線、こちらの通行止めにつきましては、御承知

のとおり山からの崩土で県道が埋まったというところでございます。一応、通行止めということで、通行止めの情報も役場に寄せられ、役場から県のほうに連絡をし、また、県のほうも現地を行って確認して、管理者である県もこれは通行止めというところで、復旧についてはちょっとすぐには出来ないので、通行止めの連絡をしますということで、村からも連絡したところです。あのとき開通がもしかしたら翌日になるんじゃないかというような話も出て、私も県と担当者と連絡を取り合って、最終的な通行の決断は県の課長さんが現地を見て判断するというので、明日見ることになりますということでした。私も朝から維持管理の技建日本さんが突貫で土砂を運搬しておりまして、朝見に行って、見通しとしては今日の昼ぐらいになりそうですと現地の話を聞いて、分かりましたということでした。また昼ぐらいに行ったら、もうほぼ、あとは山側に土のうを積むだけであって、通行も出来そうだなということを感じましたけども、もちろん通行はまだしてませんと。ただ、そのとき工事車両の方はもちろん何かしら移動はされてたので、そういう関係者は通行出来るのだらうと思ってたところです。ただ、ほかの民間の方が通行されたというのはちょっと聞いてませんし、私も現地に行くときに、本当は頭地大橋で通行止めの人といいますか、通る人に知らない人には行けませんよということをする担当者の方がいたんですけども、我々は昔の旧国道から高野に上がって行く道もございましたもんですから、私はそこを通って現地に担当だから行きたいというふうに通りました。ですので、通常知らない方でしたら頭地大橋で止まって説明を聞くと思うんですけど、知らずに行かれたと思うならばそういう道を知ってたのかなというふうに考えるところですけど、基本は頭地大橋のところで止めたところです。ただ、すみません、大通方面についてはちょっと私は確認してませんので、それはちょっと分からないところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） この通行止めについては、やはりいろんなことがあって、トンネルのほうには私が行ったときにはおられなかったもので、たぶん県の対応が遅れたのかもしれませんが。ただ、やはり情報として住民の方が避難されとか、また安否確認というかそういった方がおられて、村内でも移動される方がいらっしゃいますので、そういった方のためにもやはり情報の提供はしっかりとさせていただきたいと思います。防災に関しては、やはりそういったものをきちんと1個1個を潰していくことが大事だと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

では、次の村の交通安全についてということで質問をいたしたいと思います。五木村の交通安全対策の基本方針をまず伺っておきたいと思います。これも総務課長

ですか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

五木村独自、単体での基本方針というのは定めてはおりません。ただ、国については内閣が作成しておりまして、熊本県においても交通安全基本計画というのが定められております。ただ、両者とも範囲が広いというか陸上交通、道路、鉄道、航空、船舶、そんなものがいろいろ入っておりまして、五木の計画はちょっと基本的計画はないんですが、それを当てはめようとするとなんとなく難しいかなと。うちのほうとしては、五木村の交通安全推進協議会を設置しておりますので、その中でいろんなこんなことをやりますよとか、そういうのは毎年会議を行ってるところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 基本方針というのが国とか県の部分でしかないということで、五木村では独自はないということなんですが、五木村交通安全協会がありまして、そこでいろんなことをやって、その指導員さんが1日、10日、20日とかに安全指導とかそういったものをおこなわれるのを目にしておりますが、私、朝見てみて思うのは、横断歩道で車が止まって中学生を通してくれるとかあまり見たことありません。本当にラジオとかでも横断歩道の前では止まりましょうということを言うんですが、なかなか止まりません。これは私、五木村でもやはり指導というかそういったのが必要ではないかなと思っております。業者の方が急いでおられるのは分かりますが、ただ、道路交通法では歩行者がいた場合には、止まって優先をすることが決まっていますので、そういったことを交通指導員さんから聞き取れたことがあるのかどうか。いつも立っておられるときに、中学生が立っているときに交通指導員さんが立ってれば止まるかもしれません、ただ、いない時を見てると通過するのがほとんどです。その辺のところをどう考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

村の交通安全対策にということで、先ほど総務課長のほうも答弁がありましたけれども、今早田議員おっしゃるように、基本的には道路交通法の中で全ては道路交通については、今あったように横断歩道に人が立った場合には車は止まりなさいということでは、交通法の中で決められてるかと思っております。それと、あと村としましていろいろ、もう御存じのとおり信号機が一つもない村でございます、例えば、代替地の中もそういうものは、例えば止まれの標識もなく、それは住民の方

のモラルによって成り立っているというふうに思っております。今あったように、業者の方非常に多いわけですが、よくあるのが、例えば砂利を積載したダンプカー等が非常に飛ばして行くとか、住民が危険に遭ったということで、今川辺川の工事事務所辺りが音頭を取っていただいて協議会をつくって、工事関係車両等についてはそこで交通指導を行っていただいております。また、一般の観光のお客様辺りが五木に来られて、例えばバイクもそうでありますけども、非常に信号等もない村でありますので、そういう中で横断歩道をしっかり止まって一時停止をいただいて、横断者がいるときはですね。そういうものについても村として何かの看板を立てる、何かの指導をするというのはなかなか難しいところもありまして、村民対応の対策とすれば、先ほどあった交通指導員の方が月に立っていただいて、いろんな交通指導をしながら皆さんの安全教育をやっている。また、そういうものが村外の方から見ていただいても一つの啓発にはなるかなと思っております、そういうのも交通安全推進協議会のほうともこういうことがあったということで、1回意見交換をしたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） そういったもので指導をしていただきたいと思います。今、大通峠を下って25号線を行って東陽のほうに抜けると、側道のほうに自転車のブルーの三角の表示があります。中学校が自転車で通るのにそういったのを喚起するのにつくっておると思うんですが、そういったもののために横断歩道の手前にブルーのラインをつくったりして対応してるところもありますので、やはりそういったものをもうちょっと考えてほしいなと思っております。出来れば五木村で交通事故がないように。先週、小さな事故なんです。居眠り運転の接触事故とバイクの衝突事故がありました。これは小さかったからいいんですが、これから先、やっぱり秋になるといろんなバイクとか紅葉シーズンになると車も来ますし、そういったもののやはり注意喚起をするためにもそういったのが必要ではないかと思うんですが、その辺、県との相談といいますかそういったことが出来ないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

県との協議というお話でございまして、また、五木の新たな進行の中でも、今回、国道については特に白線の引き直しをやっていただいております。道路の維持管理等については土木のほうでやりますけども、あとの交通標識とか横断歩道等については警察のほうでやっていただきますので、それはうちの所轄は人吉警察になりますので、そういう折にそういうものもいろいろ五木の交通安全対策としての協議を

お願いしたいということは伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 以前、五木村の交通安全協会では中間ライトの点灯運動というのをやっておりました。今、看板がたぶん3カ所あったと思います。野々脇と平沢津のほうと宮園のほうと3カ所あったと思うんですが、それをなかなか皆さん知らないのかどうか分かりませんが、昼間やっぱりライトをつけてる人がかなり少なくなっております。これをやはり後方から車が来たとか正面から車が来ると分かりますので、やっぱりそういった周知の方法も再度私は考えるべきではないかなと思っております。もしライトがつけて消し忘れでバッテリーが上がるとかそういったのがあれば、今デイライトという車にはエンジンをかけると小さなライトですがつくようなものもあります。そういったのをやはり推奨をして、補助金幾らか、1割負担でもそれでもいいんですが、そういったものをする、やはり少しでも視認性がよくなりますので、雨の日とかそういったものの事故防止にはなると思うんですが、そういった考えはないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

私もというか昔の人間と言えぱおかしいですけど、旧道を走っていたころは、道が狭くてカーブミラーがいっぱいあったと。そこで中間ライト運動が出たと思うんですが、今2車線になってから、私も実際つけてはおりません。今オートライトでもうそれでセッティングしていますもんだから、明るいときにはつかないと。実際、つけようと思えばつけられるんですが、私自身もちょっとそれはやってないところが現状です。

また、今言われた自分で点灯する。もし住民の方のニーズがあるようであればそれで賛同を得られるようであれば、そんな高くないものでございましたら助成金なり、今ドライブレコーダーの助成金になって結構付ける方は多いんですが、予算的にはだんだん余ってきてますので、今後の検討ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） それから、3番目なんですが、来村者への周知として看板の設置、先ほどの中間ライト点灯運動もそうなんですが、やはり地図とかそういったものがあるんですが、なかなか古くなってそういった改修もすると言っておられたんですが、なかなか進んでませんので、その状況がどうなっているのかと、地区名があるところに字名が書いてあって、看板が何カ所かあります。そこに振り仮名が振ってないもんですから、何と読んだらいいのか分からないと、そういった問ひ合

せもありますので、そういったのを再検討もお願いしたいと思います。

それから、振り仮名がやはり外国人の方も来る可能性がありますので、ローマ字表記も添えるとかそういったものもやはりこれから考えるべきではないかと思うんですが、その辺どうでしょう。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今御案内のように、各地区の字名を大きな看板で横の茶色い板に書いて設置をしています。これは平成23年度に各集落に設置をした覚えがあるということで伺っております。全体予算的には600万超えた事業ということで伺っておりますけども、その看板が大体年数が経ってちょっと見にくいとか、また平仮名名書いてないとか、今あるように外国のお客様が来られたときのローマ字表記とかそういうのも必要じゃないかという話でございますので、これについては、もう1回、村内のそういう状況を確認しながら、そういうローマ字表記のところで、それとまたああいう大きな看板がどうかは分かりませんが、そういう分かるようなことと、あと、今カーナビとかそういうものでも表示がされますので、それと、あと五木村の例えばホームページ等に入ってもらえば、それから表記が出来るようなやつとか、そういうのも全体的に考えてみたいと思いますので、またこれから検討したいと思います。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 最後の質問になりますけど、交通安全は熊本県との連携ですね、こういったのをしっかりしていただきたいと思います。その連携として交通標識のやはり再度見直し、交通標識が曲がっててちょっと見えにくいものとか、台風のおかげでカーブミラーが歪んでてあつてないものもありました。ちょっと私も修正したんですが、叩きながらじゃないとそれ出来なかったのもでちょっと傷ついたかもしれませんが、そういったものも必要ですので、再度やっぱりそういった、秋の交通安全運動とか始まりますので、再認識というか再調査とかそういったものが必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

村内全体の交通標識、先ほども若干出ておりましたけども、台風の影響で曲がったとか、あとカーブミラーがちょっと動いて正確に反映しないとか、そういう箇所はあろうかと思っております。これについても道路の維持管理、交通標識になってきますけども、そういうものも県と一緒に協議をしながらやっていきたいというのが1点であります。

それとまた、今回、座談会等もあったときにも、やはりカーブが多い2車線では

ない道路を村道として活用していただいたり、また県道を利用される方については、カーブミラーの要望とかそういういろんな標識についての要望もございますので、それも総合的にまたやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 熊本県の連携もお願いしたいと思います。

それから、1点忘れてたんですが、SDカードというのが免許証の中にあるんですが、無事故無違反の場合は金と銀のやつがありまして、5年と3年の違反がないとそういったものがもらえるんですが、それがポイントと申しますか、そういったものがもらえて、ガソリン代が安くなるとか宿泊費が安くなるとか食事代が安くなるとか、そういったものもありますので、そういったものをやはり啓蒙というか、五木村にもそういったのを何力所かつくっていただいて、そういうものの啓蒙で交通安全を推進していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今ありましたようにSDカード等については、昔は安全協会の中で、もとの東小学校の講堂とかで皆さん年に1回集まって、無事故無違反の表彰とかやった経緯があるかと思います。その中でそういうSDカードを発行してということがあったんですけども、今については、なかなか協会のほうの加盟も少ないということで、警察署のほうもちょっと苦慮をされておりますけども、そういうのも含めて、安全教育も含めて村独自のことは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 以上で私の一般質問を終わりたいと思いますが、また台風13号も沖縄付近に週末には近づくような予報が出てますので、十分防災に関係される方は注意されてお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡本精二君） これで、早田議員の一般質問を終わります。

以上、3名の方の一般質問が終了しました。

-----○-----

日程第2 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第2に入らせていただきます。これから質疑を行います。

報告第3号の質疑を行います。準備出来ておりますでしょうか。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで報告第3号の質疑を終わります。

報告第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで報告第4号の質疑を終わります。

承認第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。専決関係です。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで承認第3号の質疑を終わります。

諮問第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで諮問第1号の質疑を終わります。

議案第56号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第56号の質疑を終わります。

議案第57号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第57号の質疑を終わります。

議案第59号の質疑を行います。歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページ、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第59号の質疑を終わります。

議案第60号の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。まず歳出9ページ、10ページをお願いします。介護会計です。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 次に歳入に移ります。歳入6ページからをお願いします。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 予算全体で質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第60号の質疑を終わります。

議案第61号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第61号の質疑を終わります。

議案第62号の質疑を行います。質疑ございませんか。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 入札の経緯の結果を見ますと、辞退が4社もあるわけですが、ちょっと珍しいなと思って、これは何か理由があるんですか、これだけたくさん辞

退されるということは。その理由を分かればお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

令和3年、4年続けて屋内配線の工事もしました。そのときもこのぐらいの業者を選んでいたんですが、2社ぐらいしか応札がなかった。今回も特別な工事なものですから、たぶんやれる業者、やれない業者、この場合、入札辞退書というのが出てきます。もちろん建設課関係の道路関係、災害復旧関係も出てくるんですが、その理由の中には都合によりしか書いてありません。だから、自分の会社が取れるのか取れないのかを判断して、理由として都合によりだけで、実際の理由というのはちょっと私たちのほうでは分からないというところです。

また、去年工事をしたときには1社だけ、私が受け取ったんですが、情報通信関係は結構特殊な免許というか資格が要るそうでございます。うちの従業員1人いるんだけど、もう別のところで今現場をやっているのでもっとやれる人間がいらないからという理由は1件だけは聞いたことがあります。全体的には都合によりということでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。

○5番（田山淳士君） はい。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） この入札もですけども、説明書で請負で今度は受話器付きのタブレットのことですが、回答書を送付したのが463件で回答数が378件、未回答ということがあります。これはもう希望しないという90世帯の中に含まれてるんですか。それとも未回答ですから、一応、1件1件確認したのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

未回答というのが要りますよ、要りませんよ、実際、郵送なり、郵送したけど返ってこなかった。返送してこなかったという方々です。高齢者も含まれます。希望しない世帯90世帯と書いてありますが、この人たちは意思表示されて、自分のスマホ、タブレットでいいですよという回答は得ています。だから、85件というのはもう郵便物が回答が返ってこなかったということで、判断としてこの方々にも受話器付きのタブレットを取り付ける方向で動いてます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） その未回答のところには85件分はこちらから出向いて取り付ける。そこ実際住んでおられるという確認が取れている85件ですか。それをどうか分

からないんですけども、こればかり見ても、ちょっとその辺りを確認をしたのかどうかをお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

この85件というのは、名簿をもってやっておりますので、1件1件お電話してどうしますかは聞いてません。先ほど申したとおり、何件かは「タブレットで何や。」という話ですものですから。今、中村議員が御心配と思うんですが、不在のところが多いところもあります。今後、段取りよくアポを取って何時にお伺いしますとか、令和3年も4年もこれでござりました。今回も設置工事自体は簡単なんです、そのアポ取りに結構な苦勞をするんじゃないかということで、極力早めに設置工事は進めていきたいと考えてます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今課長が言われた前段の工事関係ではかなり苦慮をしたということでございますが、今回、IP告知端末がタブレット500台セットを購入するというので、これはかなり余分な村の手持ちを幾つか、もし万が一のときとかそういうストックをしてる分も含めて500台ということですか。万が一のためのということですか、もう1回ちょっと。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

ストックの部分も若干入ってますが、私がここに書いてるのが世帯数とかですね。事業所がこれに入ってます。事業所とか公共施設で。これを463件というのが普通の御家庭分だけでございますので、議員言われるとおり、ストックはちょっとしておかないといけませんので、余裕を持って500台としております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 課長、今のはよく分かりましたが、今日は一般質問でもちょっと質問をしておりますが、やはりお年寄が多い、そういう使い方、いろいろ壊れたんじゃないかというメンテナンスとかいろいろたぶん苦情が出てくると思いますが、それは迅速に、また、お年寄りの人たちが手軽に、もう間違ってもいいから使うというような啓発とか、やっぱり電話になればもうびくびくして恐ろしいぐらいじゃいけないもんですから、そういう慣れてもらうための補助とかもよろしくをお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

何回か申し上げましたが、令和4年度に村長、教育長、その当時のダム課長、私

で25集落座談会を回っております。大体その規模で設置後に説明会をしようかと。
あと、このタブレットの中には取扱説明書も入れられると。ただ、難しい取扱説明書だったらもう意味ないですので、簡単なやつをこうしてこうしてこうして押すと電話をかけられますよみたいな感じの表示は行いたいと思います。

○議長（岡本精二君） 質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第62号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しましたので、質疑の終結を宣告します。

—————○—————

日程第3 討論

○議長（岡本精二君） 日程第3 これから討論を行います。

承認第3号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで承認第3号の討論を終わります。

諮問第1号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで諮問第1号の討論を終わります。

議案第56号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第56号の討論を終わります。

議案第57号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第57号の討論を終わります。

議案第59号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第59号の討論を終わります。

議案第60号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第60号の討論を終わります。

議案第61号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第61号の討論を終わります。

議案第62号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第62号の討論を終わります。
議案に対する討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

—————○—————

日程第4 採決

○議長（岡本精二君） 日程第4 これから採決を行います。

承認第3号の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

諮問第1号の採決を行います。本件は異議ない旨の答申をしたと思いますが、御異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認めます。

次に、議案第56号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議員派遣について

○議長（岡本精二君） 日程第5 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しております議員派遣については、このように決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しておりますとおり決定しました。

—————○—————

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

○議長（岡本精二君） 日程第6 閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長より閉会中の継続審査・調査について申し出がっております。一括してお諮りします。申し出のとおり、閉会中において審査・調査することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中において審査及び調査することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、本日閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

それでは、本日の会議を閉じます。

令和6年第3回五木村議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

-----○-----

閉会 午後 1 時52分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五 木 村 議 会 会 議 録
令和 6 年 第 3 回 定 例 会

令和 6 年 9 月 発 行

発行人 五 木 村 議 会 議 長 岡 本 精 二
編集人 五 木 村 議 会 事 務 局 長 木 野 徹 也
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
五 木 村 議 会 事 務 局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7  
電 話 (0966) 37-2211

# 資料